

第2期
葛城市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

(素案)

令和2年1月

葛 城 市

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
5. 市民の意見の反映と策定過程の公開	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	4
1. 総人口と年齢3区分別人口	4
2. 人口構造	5
3. 世帯の状況	6
4. ひとり親世帯の状況	7
5. 出生の状況	7
6. 女性の就業状況	9
7. 人口の推計	9
8. 子どもの人口推計	10
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況	11
1. 幼児教育・保育サービスの状況	11
2. 地域における主な子ども・子育て支援事業の状況	12
3. 小学生児童への支援サービス	13
4. 小中学校の状況	13
5. 相談事業の状況	14
6. 経済的支援の状況	15
第4章 ニーズ調査結果について	16
1. 調査の概要	16
2. 主な調査結果	17
第5章 第1期計画の進捗状況	29
第6章 計画のビジョンと施策の体系	31
1. 計画のビジョン（基本理念）	31
2. 計画の重点方針	32
3. 計画の基本目標	33
4. 施策の体系	34

第7章 施策の展開	35
1．子育て家庭への包括的支援体制の充実	35
2．子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進	42
3．きめ細やかで切れ目のない支援の推進	49
4．子どもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり	54
第8章 量の見込みと確保方策	56
1．教育・保育提供区域の設定	56
2．就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策	57
3．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	62
第9章 計画の推進体制	75
1．子ども・子育て会議の開催	75
2．庁内体制の整備	75
3．地域における取組や活動の連携	75
4．PDCAサイクルによる検証	75

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

近年、少子化は続けて進行する一方、共働き家庭や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は変化しており、子育て家庭への支援を一層強化することが求められています。

葛城市では、平成27年3月に「葛城市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

その後、国においては、子ども子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月には「子育て安心プラン」を発表し、「待機児童の解消」、「女性の就業率の向上（M字カーブの解消）」、「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」、「保護者への『寄り添う支援』の普及促進」といった方向性が示されています。

全国的に人口が減少し、子どもの数も減り続けている中、葛城市における人口は近年緩やかな増加傾向にあります。大阪等へのアクセス面が非常に良いことや、住宅を取得しやすい環境等により人口増加が予測以上に見込まれ、今後の施策展開によっては、さらに増える可能性も見込まれています。

増加の理由として子育て世帯を中心とした他自治体からの転入者の増加も特徴のひとつとして挙げられます。また、それにより子育てニーズの多様化、複雑化が進んできています。

今後、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てしたいか、働きたいかといった当事者目線での子育て支援が重要となります。また、国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の幼児とその保護者への対応や、児童虐待の防止対策の強化、子どもの貧困対策の推進が必要とされています。

さらには、日本を含むすべての国連加盟国が合意し2030年の国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」では、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」等に17のゴールが定められており、その達成のため本市としてもこれまでの取組をさらに強化していく必要があります。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業のさらなる充実と、子どもたちが健やかに成長できるソフト・ハード両面の環境整備に向けて、第1期計画の取組を引き継いだ「第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定します。

2015月9月の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）では2030年にあるべき未来を目指しています。本計画でもSDGsの17ゴールのうち主に「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組んでいきます。

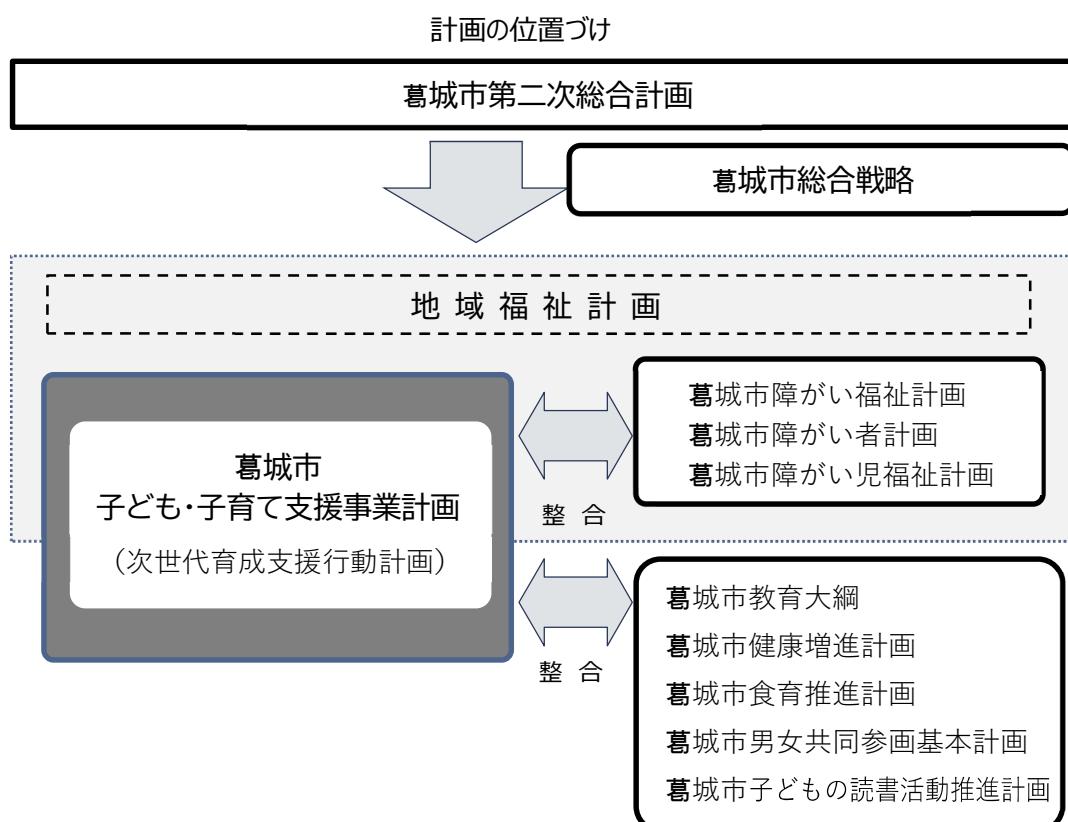


2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、総合計画等の上位計画や関連計画との整合の取れた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、第1期計画策定時に義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て家庭を対象として、葛城市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定をしています。

さらに、本計画の一部を子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」としても位置づけます。



3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

計画の期間

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
葛城市子ども・子育て支援事業計画					第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の対象

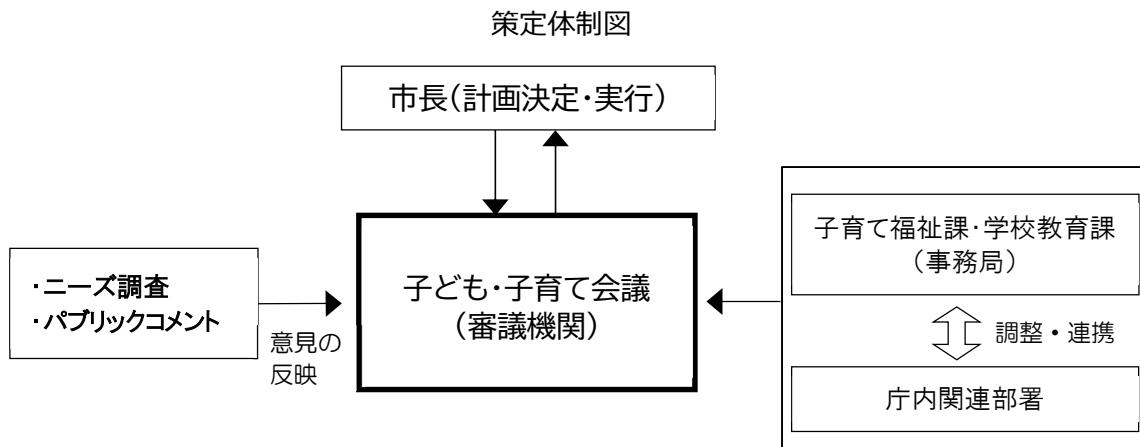
本計画における「子ども」とは、乳幼児から 18 歳未満（高等学校卒業までの児童・生徒）とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

5. 市民の意見の反映と策定過程の公開

本計画は市民の意見の反映と策定過程の公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表等で構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセス等に関わるわることができる仕組みです。第2期計画の策定に当たり、子ども・子育て会議において計画策定に関する協議・検討を行いました。



(2) 「ニーズ調査」の実施

第2期計画の策定に必要な基礎資料を得るために、就学前児童及び小学生児童（1～3年生）がおられる世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、第2期計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として利用しました。

(3) パブリックコメントの実施

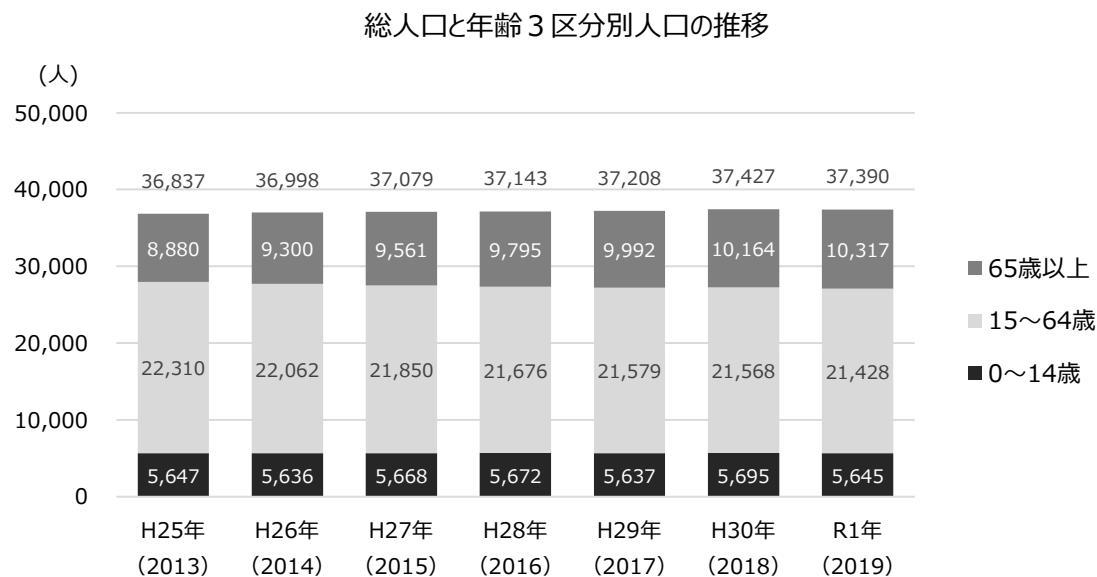
第2期計画（案）をホームページ等で公表するパブリックコメント（市民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画内容へ反映するよう努めました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

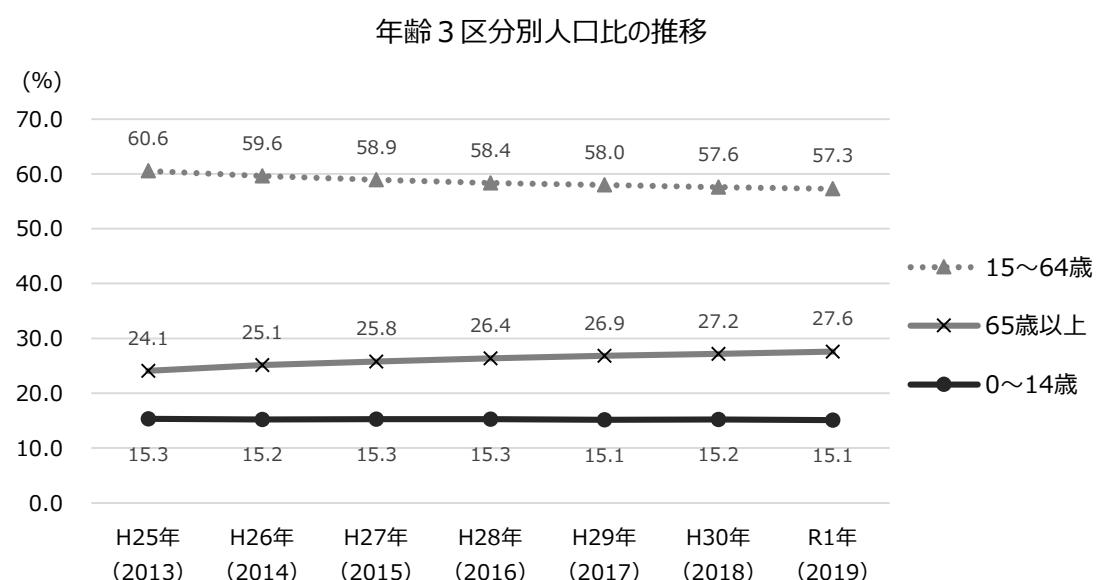
1. 総人口と年齢3区分別人口

本市の総人口は微増傾向にあり、令和元年は37,390人となっています。人口を年齢3区分別でみると、15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の老人人口が増加しています。0～14歳の年少人口は5,600人前後でほぼ横ばいに推移しています。

年齢3区分別人口比をみると、65歳以上が占める割合は上昇を続け、総人口は微増する中、高齢化が進行していることがわかります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

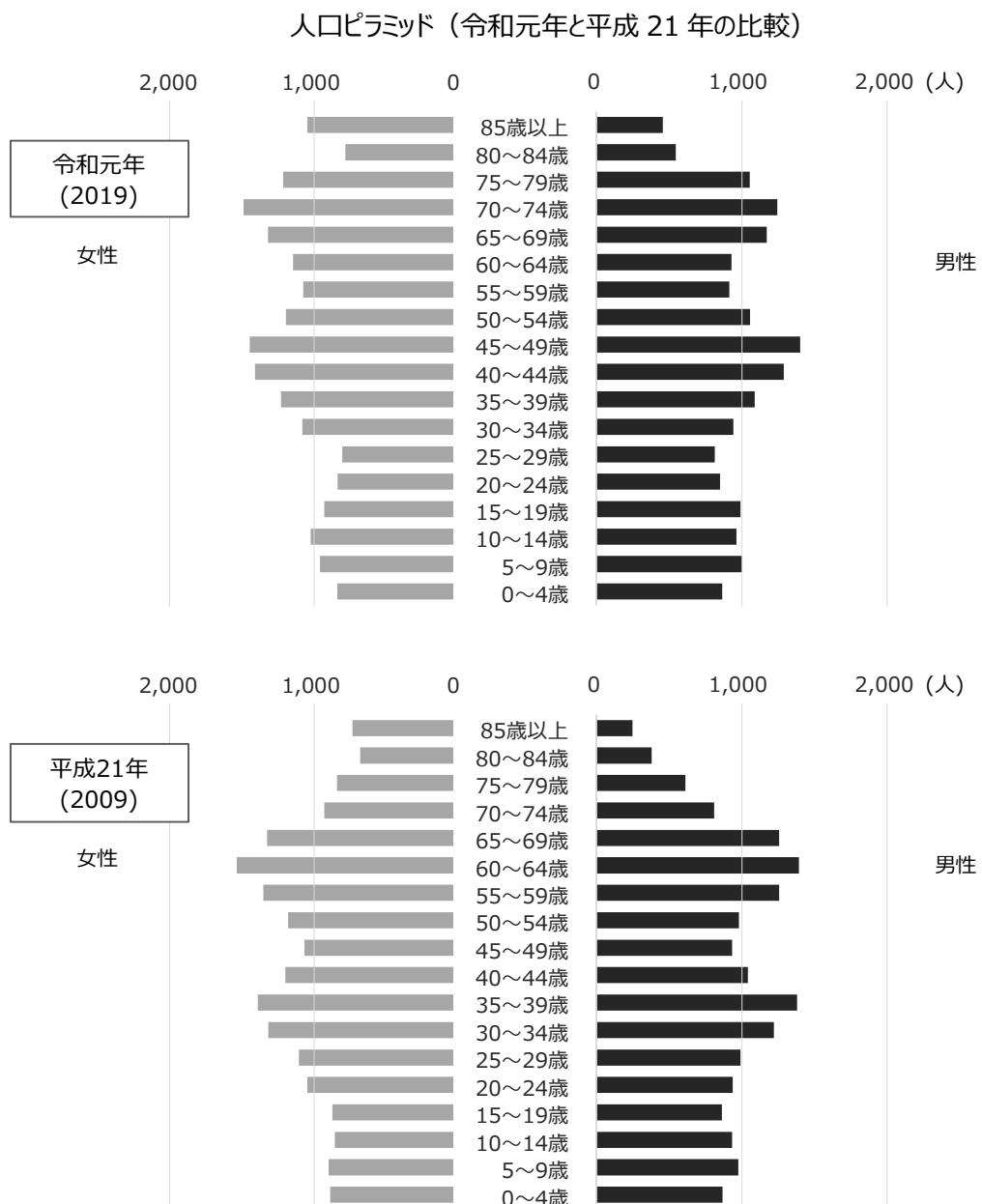


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2. 人口構造

令和元年と 10 年前の平成 21 年の人口ピラミッドを比較すると、60 歳以下の構造に大きいな違いはみられませんが、“団塊の世代（昭和 22~24 年生まれ）”が後期高齢者の年齢に近づいていることがわかります。

“団塊の世代”に次いで人数が多い“団塊ジュニア（主に昭和 46~49 年生まれ）”は、45~49 歳まで年齢が上がってきています。

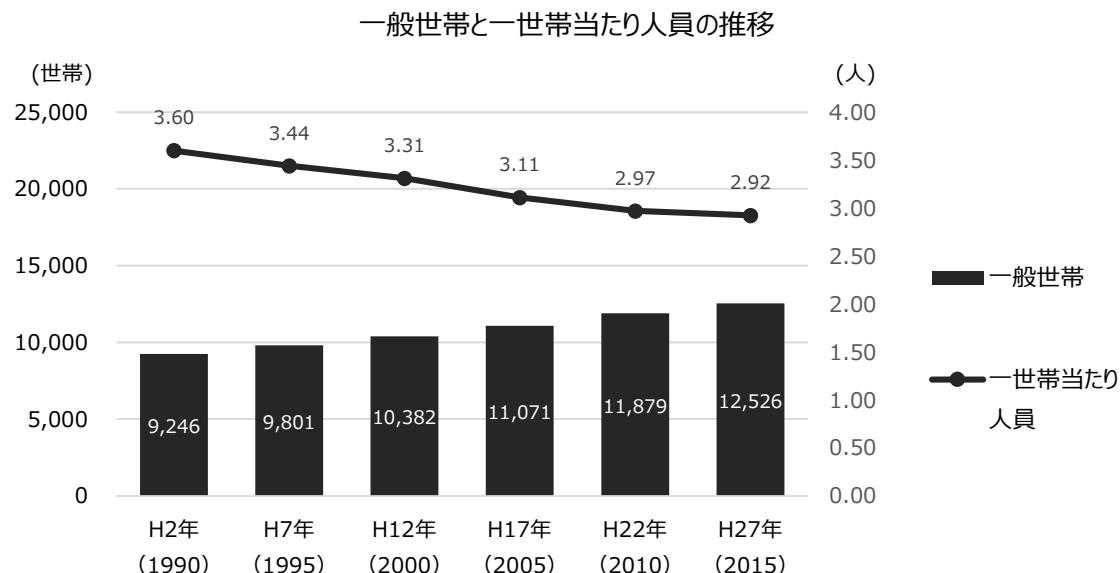


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

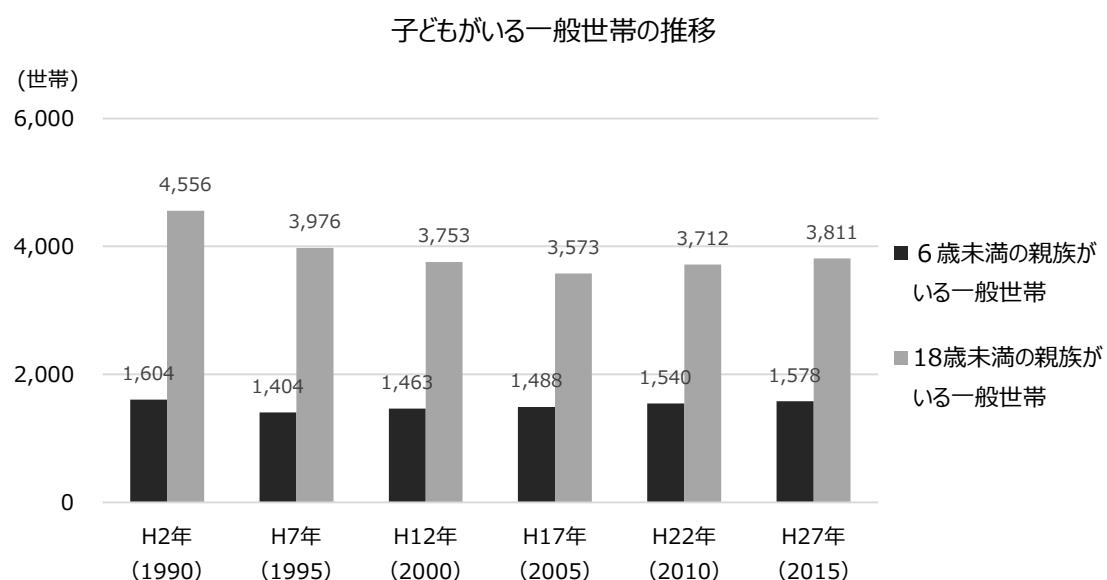
3. 世帯の状況

本市の一般世帯（施設を除く、持ち家や借家に住む世帯、下宿や寮に住む単身者等）は上昇傾向にあり、平成27年の時点で12,526世帯となっています。一方、一世帯当たり人員は減少が続き、平成22年以降3.0人を下回り、世帯の細分化がみられます。

子どもがいる一般世帯をみると、6歳未満の親族がいる一般世帯は微増していますが、18歳未満の親族がいる一般世帯は平成27年の時点で3,811世帯という状況です。



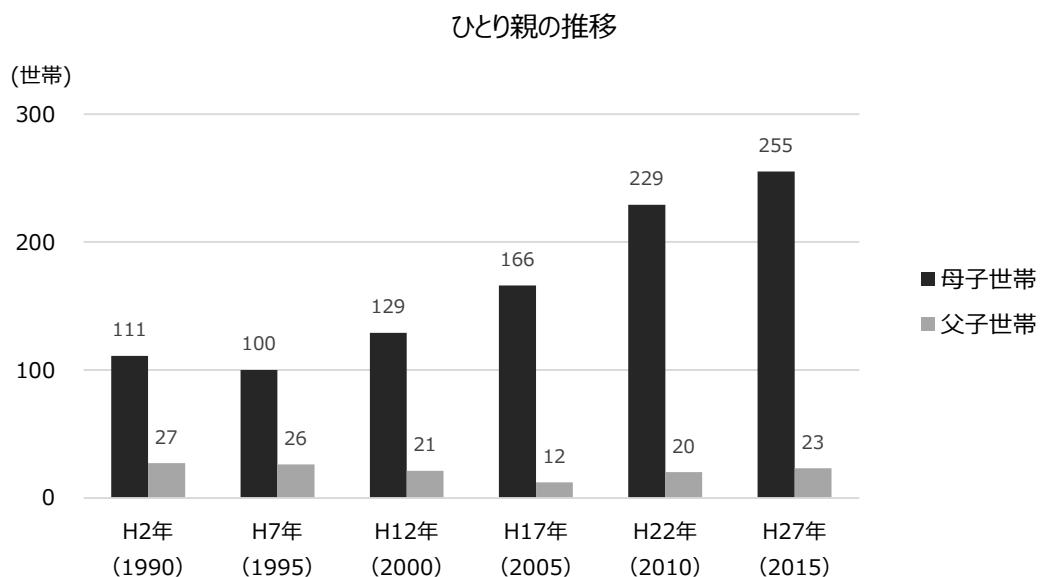
資料：国勢調査



資料：国勢調査

4. ひとり親世帯の状況

母子世帯は平成7年に減少したものの、それ以降は増加傾向にあり、平成27年の時点で255世帯となっています。一方、父子世帯は母子世帯に比べて少なく、20世帯前後を推移しています。

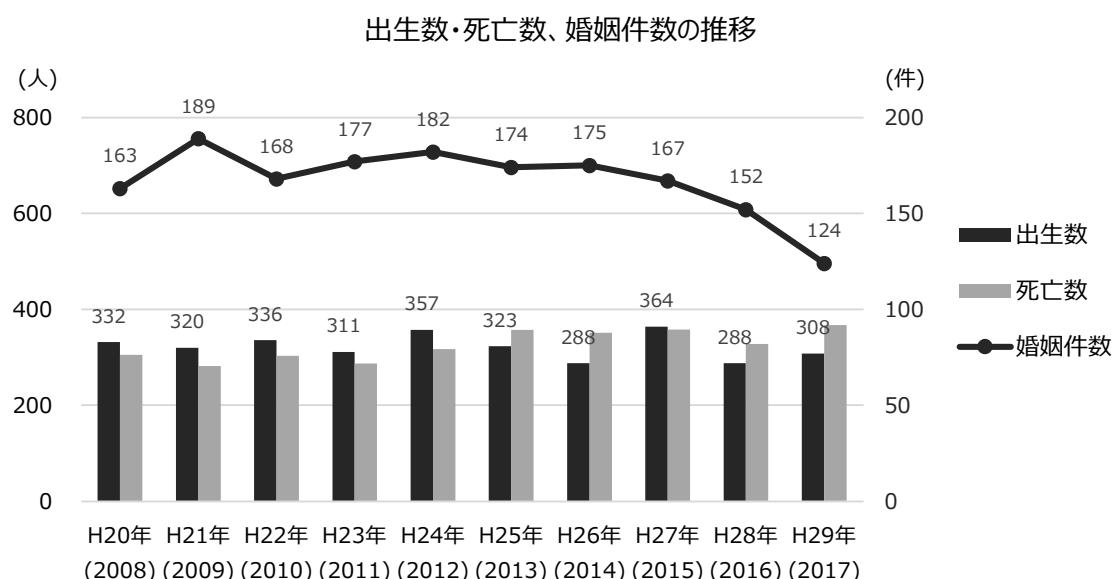


資料：国勢調査

5. 出生の状況

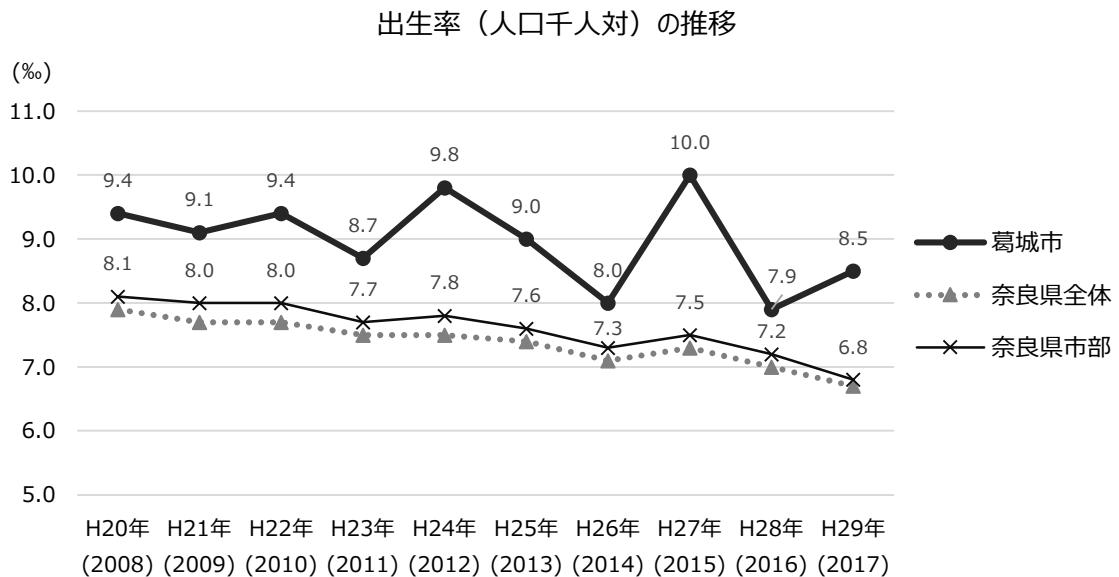
本市の出生数は、年によって多少のバラつきはありますが、300人前後を推移しています。近年、出生数よりも死亡数が上回ることが増え、自然増加数がマイナスとなる年が目立っています。

こうした中、婚姻件数は減少傾向にあり、平成29年の時点で124件となっています。

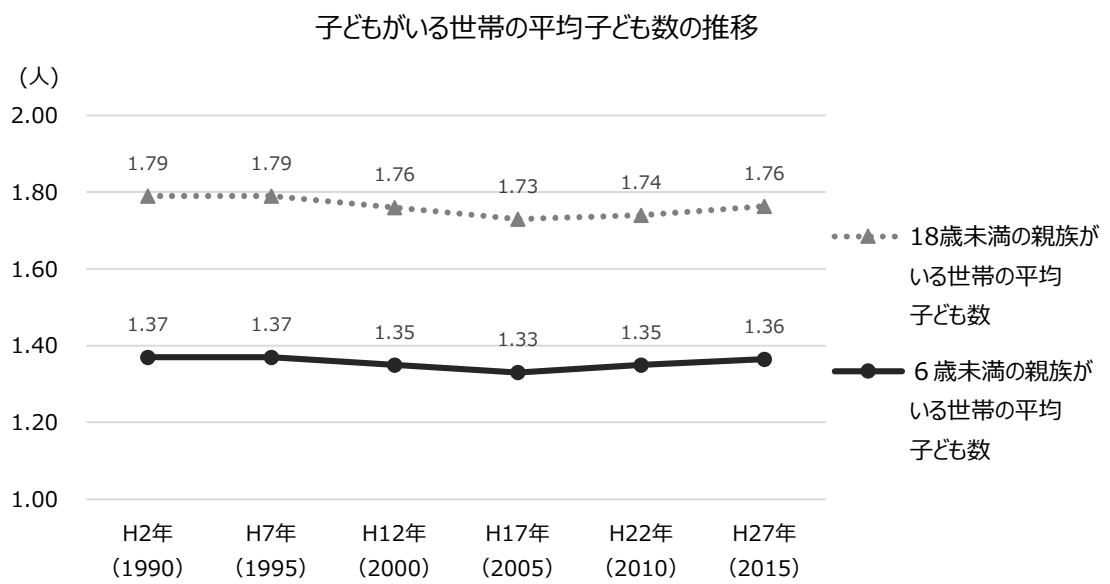


資料：奈良県保健衛生統計データ

本市の出生率（人口千人対）は、各年において奈良県全体、奈良県市部より高い値で推移しており、平成 29 年の時点では 8.5% と、県・市部を大きく上回っています。また、子どもがいる世帯の平均子ども数をみると、平成 17 年以降は微増の傾向にあります。



資料：奈良県保健衛生統計データ

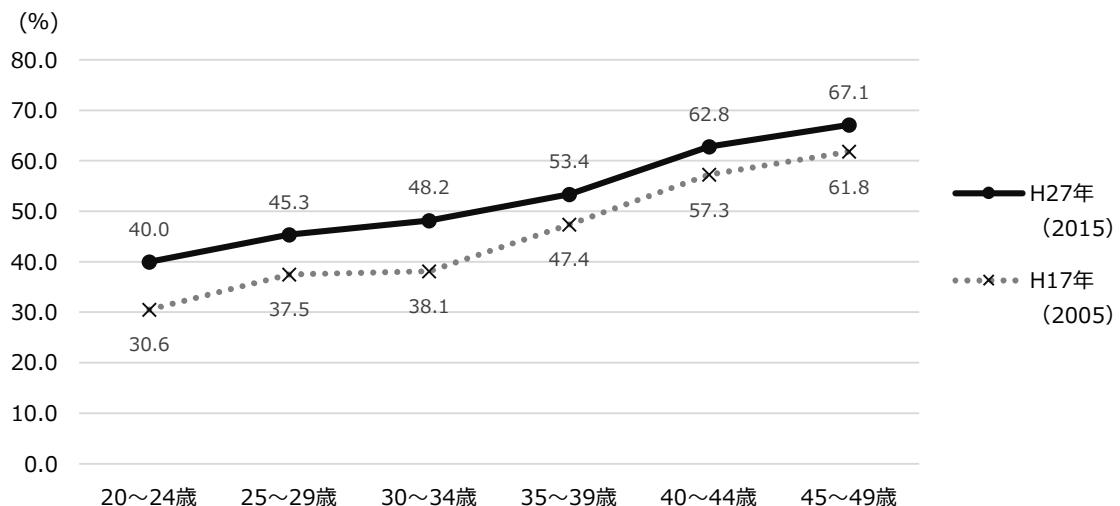


資料：国勢調査

6. 女性の就業状況

女性による就労状況の推移について、子どもがいる可能性が高いと想定される有配偶者でみると、平成27年は平成17年に比べて、すべての年齢層で就業率が上昇しています。特に30～34歳では10ポイント近く高くなっています。

子育て期の女性の労働力の推移



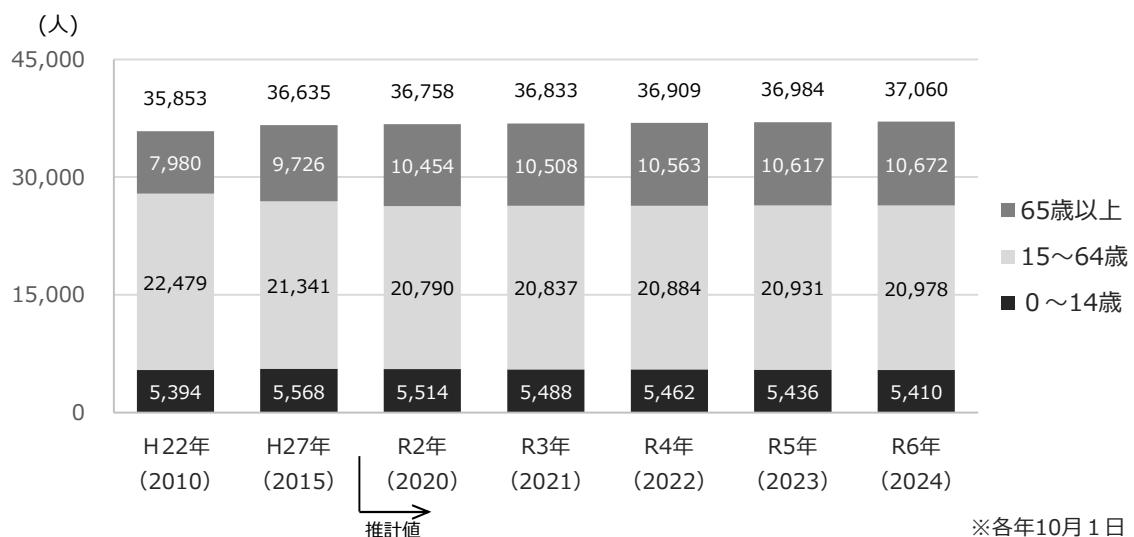
資料：国勢調査

7. 人口の推計

国勢調査の実績とともに、合計特殊出生率の上昇（2040年までに人口置換水準の2.07に）、純定住率の上昇（各年齢で1～5%の改善）を見込んで算出した人口推計の結果は次のとおりです。

本計画の最終年度となる令和6年には、0～14歳は5,410人になると推計されています。

総人口及び年齢3区分別人口の推計結果

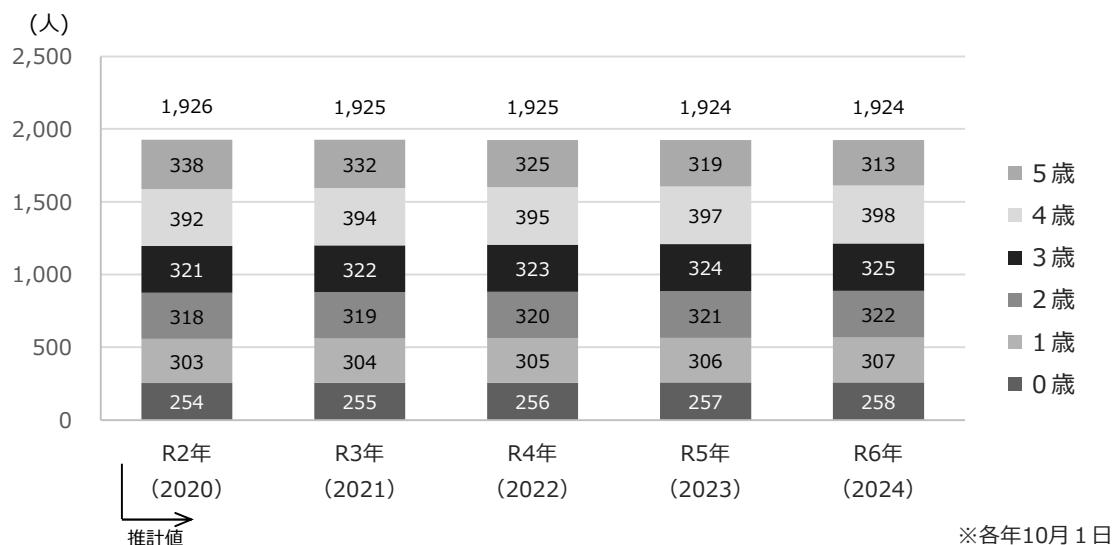


資料：人口ビジョン検討案（平成22年と27年は国勢調査、本計画に合わせ推計値は各年に案分）

8. 子どもの人口推計

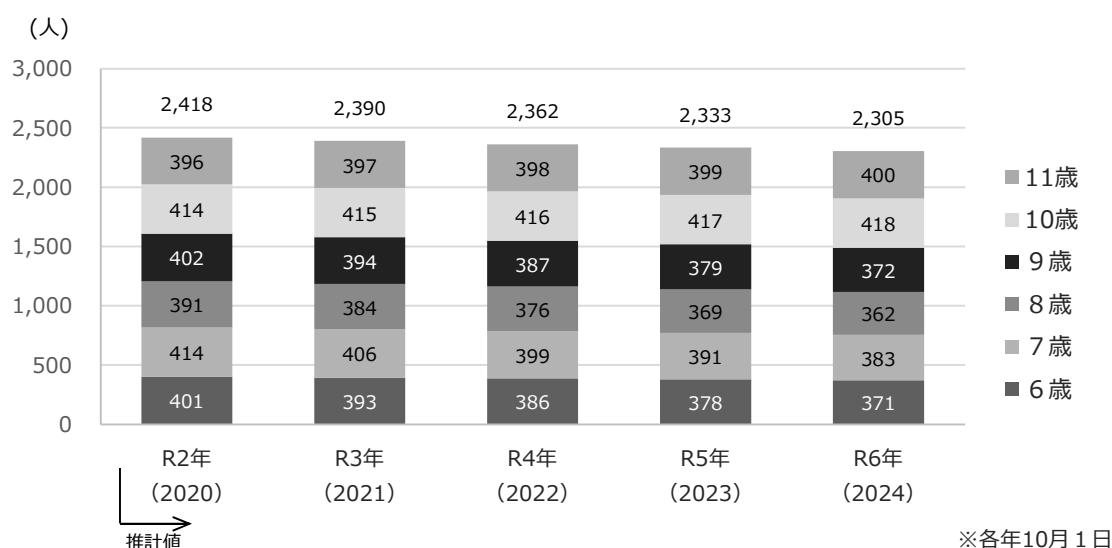
先の総人口及び年齢3区分別人口の推計結果において、令和2年から令和6年の各歳別をみると、0～5歳人口（未就学児童に該当）ではほぼ横ばい、6～11歳人口（小学生に該当）では微減となることが予想されています。

0～5歳人口の推計結果



資料：人口ビジョン検討案（本計画に合わせ推計値は各年・各歳に案分）

6～11歳人口の推計結果



資料：人口ビジョン検討案（本計画に合わせ推計値は各年・各歳に案分）

第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況

1. 幼児教育・保育サービスの状況

市内の幼稚園は5か所あり、利用率は60%前後で推移しています。一方、保育所（園）は6か所あり、定員弾力化（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること）により、定員数よりも入所児童数が多くなっている状態が続いているいます。

保育所（園）の入所を希望する子どもは増加しており、保育士や施設の不足が課題となっています。

市内の幼稚園

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
幼稚園数（か所）	5	5	5	5	5
定員数（人）	650	650	770	770	770
入園園児数（人）	443	412	481	460	409
3歳児	78	85	141	118	121
4歳児	169	150	179	155	130
5歳児	196	177	161	187	158
利用率（%）	68.15	63.38	62.47	59.74	53.12

※各年度5月1日現在（資料：学校基本調査）

市内の保育所（園）

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
保育所（園）数 (か所)	公立	3	3	3	3	3
	私立	3	3	3	3	3
	計	6	6	6	6	6
定員数 (人)	公立	380	380	380	380	380
	私立	470	470	470	470	470
	計	850	850	850	850	850
入所児童数 (人)	公立 市内の子ども	313	326	355	357	386
	公立 市外の子ども	9	9	8	4	2
	私立 市内の子ども	429	456	466	499	498
	私立 市外の子ども	54	53	52	54	49
	計	805	843	881	914	935
	0歳児	24	32	35	25	38
	1～2歳児	278	263	296	316	324
定員充足率 (%)	3～5歳児	503	548	550	573	573
	公立	84.7	88.2	95.5	95.0	102.1
	私立	102.8	108.3	110.2	117.7	116.4

※各年度4月1日現在

2. 地域における主な子ども・子育て支援事業の状況

葛城市子育て支援センター、磐城児童館、當麻児童館、おでかけ広場（葛城市福祉総合ステーション）では、親子が自由に遊びながらゆったりと過ごせる場を「つどいの広場」として実施しています。また、「年齢別つどい」では、同じ年の子どもをもつ親子のつどいとして、情報交換の場や親同士のつながりを支援しています。また、子育てサークルの活動を通じて、親子が子育ての楽しさや悩みを共有できるよう、サークルの開設を勧めていくことも重要となっています。

子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と、子育てのお手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていくファミリー・サポート・クラブが組織されています。延べ利用者数は増加する傾向にあります。クラブの活動を推進していくために、市民に事業内容をさらに啓発していく必要があります。

初めて子育てをしている母親と子どもを対象に、子育てなかまと話し合ったり、育児の不安やストレスの軽減、育児について学んだりする第1子の親子を対象とした支援プログラム（B Pプログラム）を実施しています。

地域子育て支援拠点事業（未就園児童）

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
延べ参加者数	つどいの広場 (人)	9,695	9,178	8,825	8,940	4,209
	年齢別つどい (組)	1,960	1,835	1,091	1,056	548

※H29年度以降は、公立幼稚園新庄地区において3歳児保育が実施されたため、利用者が減少

※R1年度は9月末まで

ファミリー・サポート・クラブ

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
利用件数（件）		58	98	97	110	32
延べ利用者数（人）		197	331	388	421	125

※R1年度は9月末まで

第1子の親子を対象とした支援プログラム（B Pプログラム）

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
実施回数（回）		6	6	6	6	3
参加者数（人）		74	42	59	48	22

※R1年度は9月末まで

3. 小学生児童への支援サービス

雇用保護者が労働等で不在のため、保育できない家庭の小学校児童を対象に、健全な遊びや生活の指導、一定時間保育を実施する学童保育所が5か所あります。登録人数が定員数を上回っている状態です。

学童保育所

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
学童保育所数	5	5	5	5	5
定員数（人）	480	480	480	480	520
登録人数（人）	554	625	659	660	830

※各年度4月1日現在

4. 小中学校の状況

市内には小学校が5か所、中学校が2か所あります。小・中学校ともに特別支援学級に通う児童数・生徒数は、増加傾向にあります。

特色ある学校づくりに目指して、組織的・継続的な協働体制の確立を進めていくことが重要となっています。

小学校

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
在籍児童数（人）	2,271	2,308	2,374	2,389	2,404
新庄小学校	722	744	782	810	825
忍海小学校	289	297	314	317	310
新庄北小学校	259	266	280	279	276
磐城小学校	697	705	708	699	716
當麻小学校	304	296	290	284	277
特別支援学級の児童数（人）	91	91	102	107	103
新庄小学校	25	26	32	32	33
忍海小学校	8	10	11	12	12
新庄北小学校	14	12	10	10	11
磐城小学校	24	27	30	35	30
當麻小学校	20	16	19	18	17

※各年度5月1日現在（資料：学校基本調査）

※特別支援学級の児童数は内数

中学校

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
在籍生徒数 (人)	1,079	1,055	1,050	989	1,055
新庄中学校	626	593	562	522	572
白鳳中学校	453	462	488	467	483
特別支援学級の生徒数 (人)	20	21	32	36	46
新庄中学校	15	12	14	17	26
白鳳中学校	5	9	18	19	20

※各年度 5月 1日現在（資料：学校基本調査）

※特別支援学級の児童数は内数

5. 相談事業の状況

平成 30 年度の家庭児童相談の内訳は、電話による相談が 166 件、来所 71 件、訪問 28 件、その他 24 件となっています。

関係機関で組織された要保護児童対策地域協議会は、代表者会議のほか、進行管理会議、個別ケース会議で構成されています。協議会では各会議を通じて関係機関が緊密に連携し、きめ細やかな支援を行っています。

家庭児童相談

	来所	電話	訪問	その他
相談件数 (件)	71	166	28	24

※平成 30 年度

要保護児童対策地域協議会

	代表者会議	進行管理会議	個別ケース会議
開催回数 (回)	1	4	7

※平成 30 年度



6. 経済的支援の状況

国の制度として、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当が支給されています。生活保護世帯数は、170世帯で推移しています。子育てに関わる経済的負担の軽減を目指して、経済的な支援を行う各種手当や助成制度の周知をより行う必要があります。

児童手当

		第1子	第2子	第3子以降
児童手当 (人)	3歳未満	4,044	4,038	1,887
	3歳以上から小学校修了前まで	18,820	14,928	5,179
	中学生	6,862	3,861	358
特例給付 (人)	3歳未満	35	90	63
	3歳以上から小学校修了前まで	646	601	211
	中学生	324	266	38

※平成 30 年度

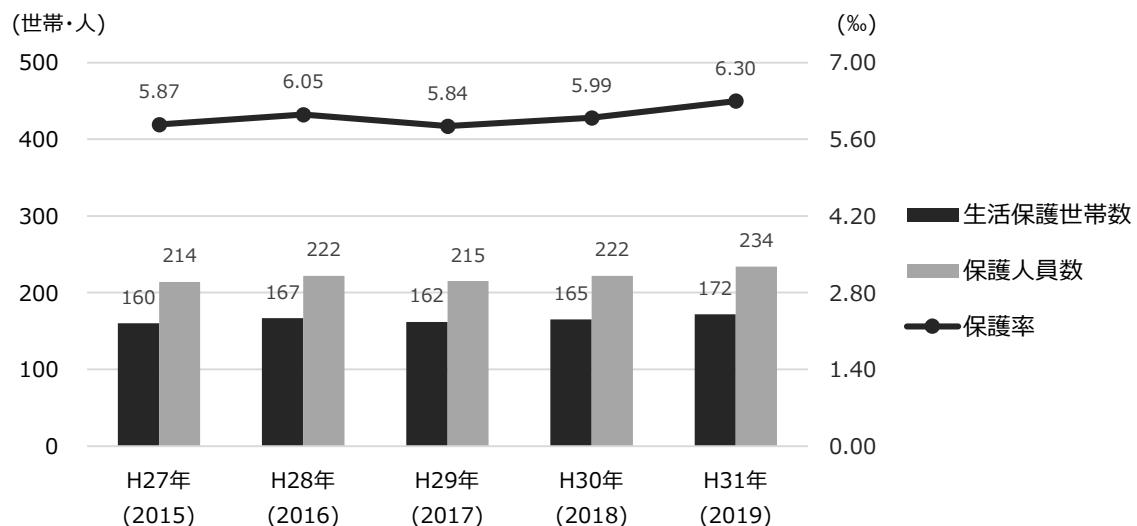
※特例給付とは、児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例として月額一律 5,000 円が支給されることをいいます。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
受給者数 (人)	310	152
全部支給停止者数 (人)	50	17

※平成 30 年度

生活保護の状況



※各年度 4月 1 日現在

障がい児福祉手当

受給対象者数 (人)	24
受給延人数 (人)	283

※平成 30 年度

第4章 ニーズ調査結果について

1. 調査の概要

第2期計画の策定に当たり、市民の皆様の子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

調査の種類

調査の種類と対象者	抽出方法	調査方法
①就学前児童調査		
就学前児童（0～6歳）の保護者	無作為抽出	郵送による配布・回収
②小学生児童調査		
小学生児童（1～3年生）の保護者	無作為抽出	郵送による配布・回収

【調査期間】 令和元年7月20日～7月31日

【調査対象地区】市内全域

調査票の配布・回収結果

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	1,581	800	28	772	48.8%
②小学生児童調査	500	224	9	215	43.0%
総 計	2,081	1,024	37	987	47.4%

※白票等には集計対象の期間を過ぎて提出された分も含む

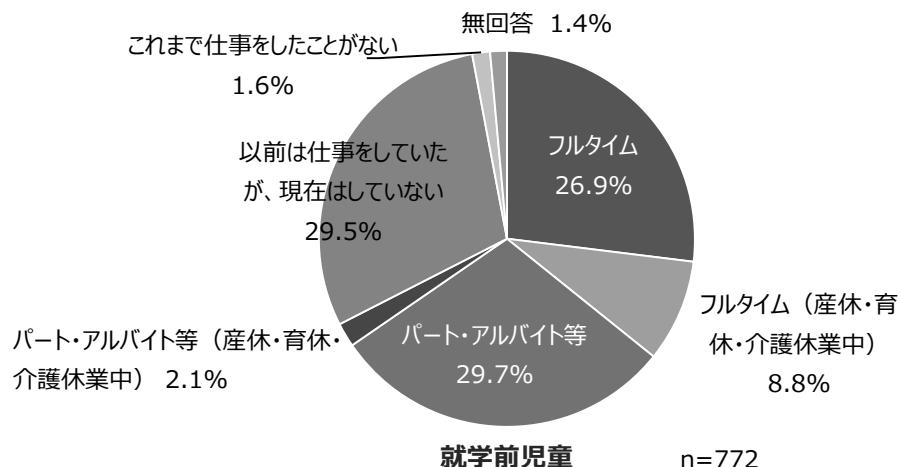


2. 主な調査結果

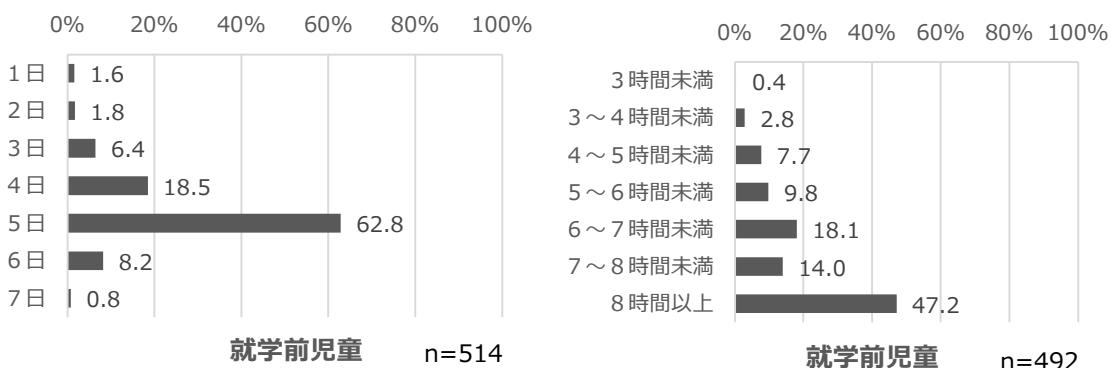
(1) 就学前児童

①母親の就労状況

就学前児童では、「パート・アルバイト等」(29.7%)、「以前は仕事をしていたが、現在はしていない」(29.5%)、「フルタイム」(26.9%) がそれぞれ3割弱を占め、「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」は8.8%となっています。

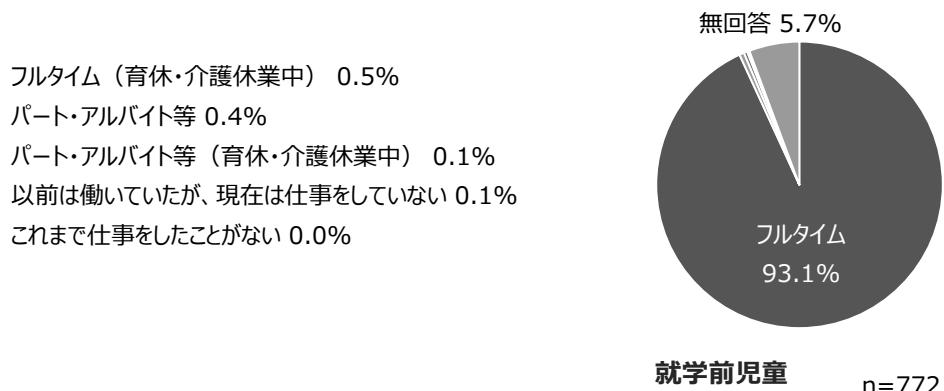


1週間当たりの日数は「5日」が62.8%、「4日」が18.5%、「6日」が8.2%となっており、1日当たりの時間は回答の多い順に「8時間以上」(47.2%)、「6~7時間未満」(18.1%)、「7~8時間未満」(14.0%) となっています。



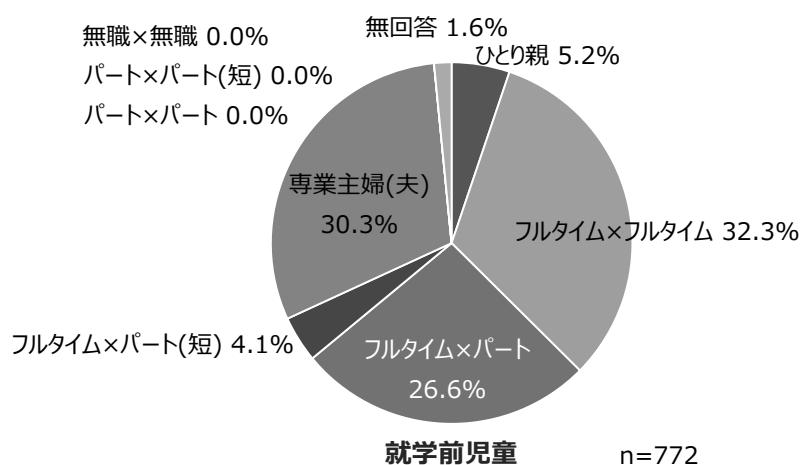
②父親の就労状況

就学前児童では、「フルタイム」が93.1%を占めています。1週間当たりの日数は「5日」が59.8%、「6日」が32.8%、「7日」が3.1%となっており、1日当たりの時間は「8時間以上」が97.7%を占めています。



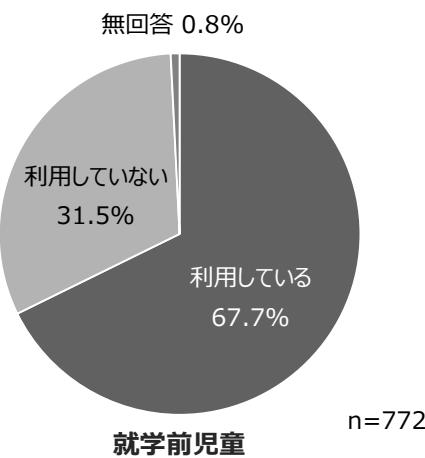
③現状の家庭類型

未就学児童では、「フルタイム×フルタイム」が32.3%と最も高く、次いで「専業主婦（夫）」(30.3%)、「フルタイム×パート」(26.6%)、「ひとり親」(5.2%)と続いています。



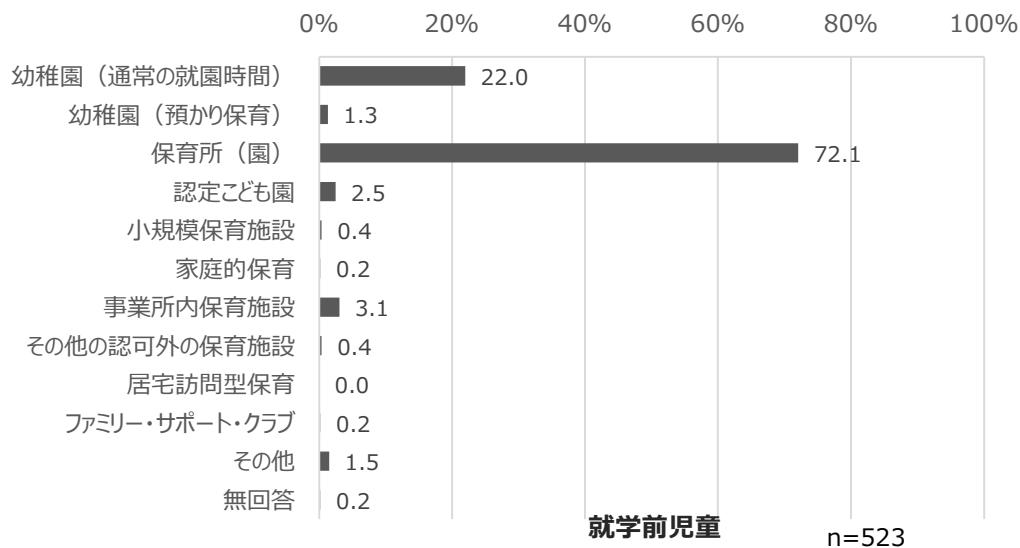
④平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」が67.7%、「利用していない」が31.5%となっています。



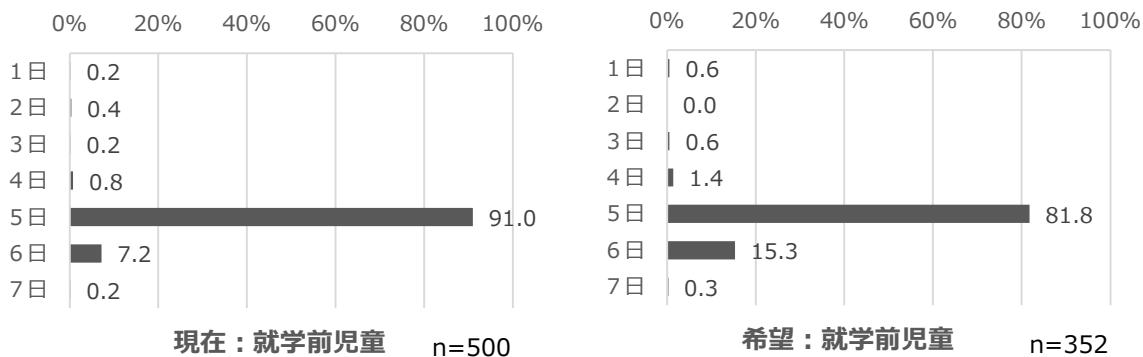
⑤平日に定期的に利用している事業

利用している人の事業は、「保育所（園）」が72.1%、「幼稚園（通常の就園時間）」が22.0%となっています。



⑥利用日数（週当たり）の現状と希望

現在は「5日」が91.0%、「6日」が7.2%となっています。希望として、「5日」が81.8%、「6日」が15.3%となっています。



⑦利用時間（1日当たり）の現状と希望

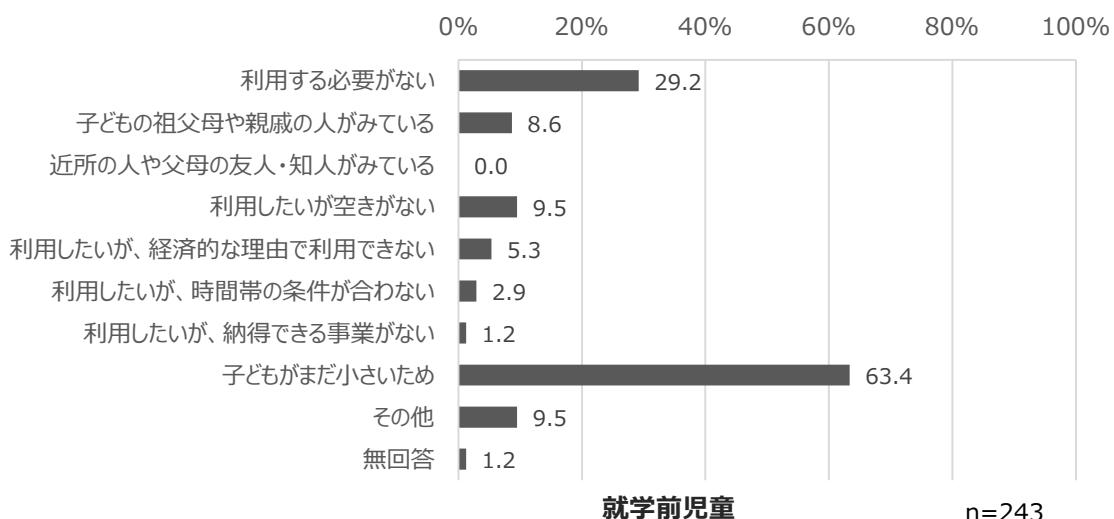
現在は、回答の多い順に「8～10時間未満」(40.2%)、「10～12時間未満」(21.7%)、「6～8時間未満」(16.6%)、「4～6時間未満」(15.8%) となっています。

希望として、「8～10時間未満」(42.9%)、「6～8時間未満」(24.8%)、「10～12時間未満」(23.9%)、「12時間以上」(5.4%) の順となっています。



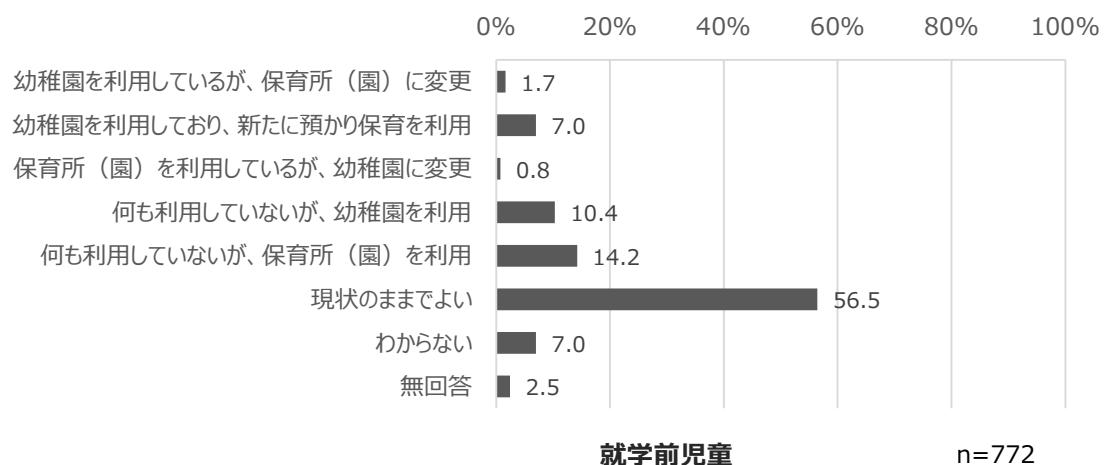
⑧定期的な教育・保育事業を利用しない理由

「子どもがまだ小さいため」(63.4%)に回答が集まり、「利用する必要がない」は29.2%という結果です。「子どもが小さいため」と答えた人から、1歳～10歳までの回答があり、平均では「2.4歳」になつたら働きたい、という状況です。



⑨「教育・保育の無償化」に伴う教育・保育事業の変更や利用希望

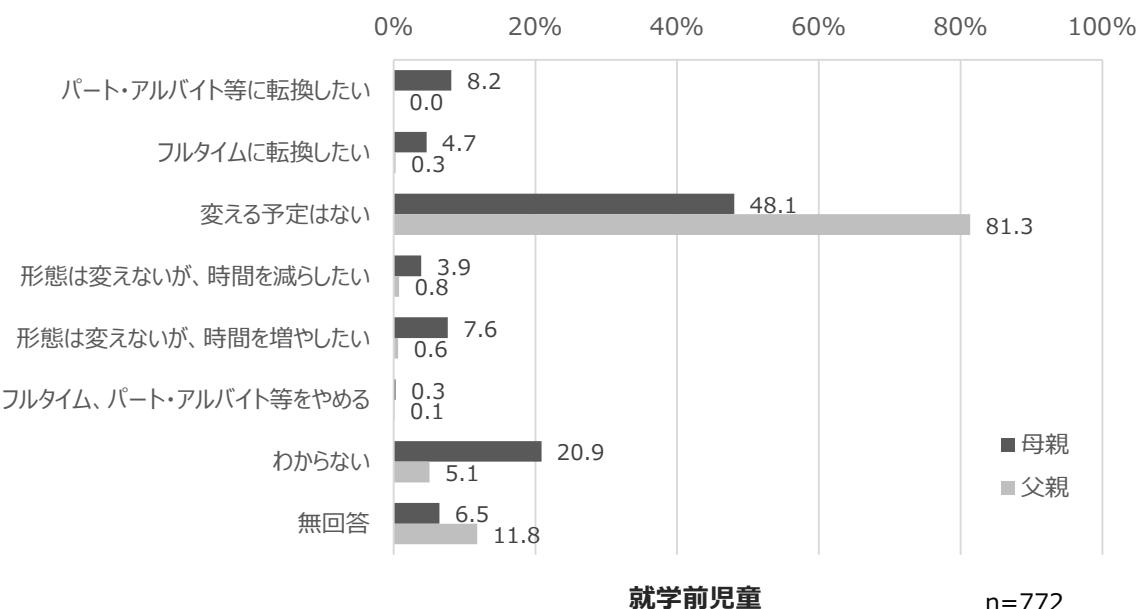
「現状のままでよい」(56.5%)が最も回答を集めています。以降、「何も利用していないが、保育所（園）を利用」(14.2%)、「何も利用していないが、幼稚園を利用」(10.4%)、「幼稚園を利用しており、新たに預かり保育を利用」(7.0%)が続いています。



⑩「教育・保育の無償化」に伴う仕事の形態を変更する意向

母親について、「変える予定はない」(48.1%)が最も高く、「パート・アルバイト等に転換したい」(8.2%)、「形態は変えないが、時間を増やしたい」(7.6%)、「フルタイムに転換したい」(4.7%)が続いています。一方、「わからない」は20.9%を占めています。

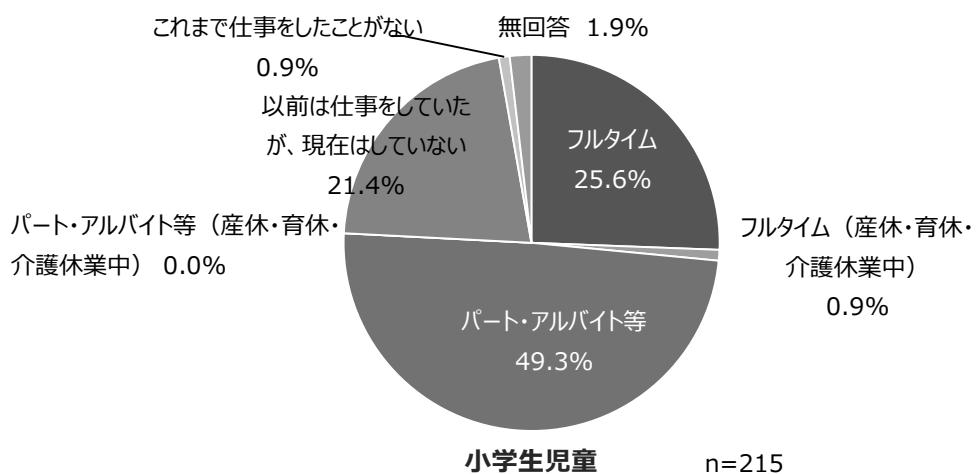
父親について、「変える予定はない」(81.3%)が8割を超えるほか「わからない」(5.1%)が続いており、就業形態や時間等について変える意向を示す人はわずかという結果です。



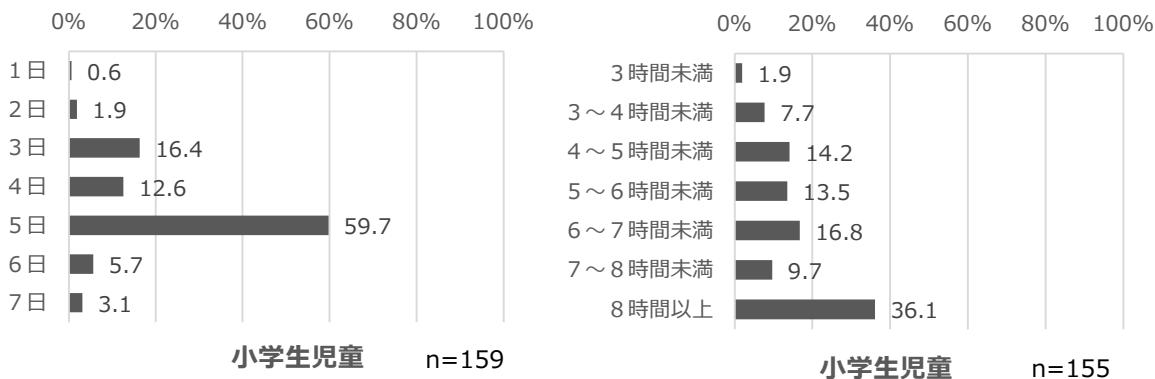
(2) 小学生児童

①母親の就労状況

小学生児童では「パート・アルバイト等」(49.3%)が最も高く、「フルタイム」(25.6%)、「以前は仕事をしていたが、現在はしていない」(21.4%)という結果です。



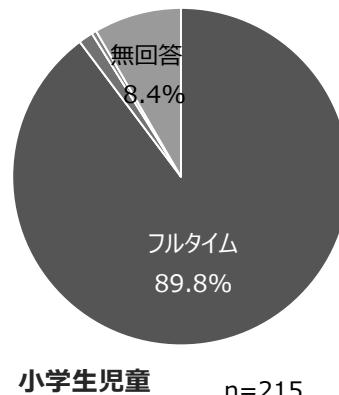
1週間当たりの日数は「5日」が59.7%、「3日」が16.4%、「4日」が12.6%となっており、1日当たりの時間は回答の多い順に「8時間以上」(36.1%)、「6~7時間未満」(16.8%)、「4~5時間未満」(14.2%)、「5~6時間未満」(13.5%)となっています。



②父親の就労状況

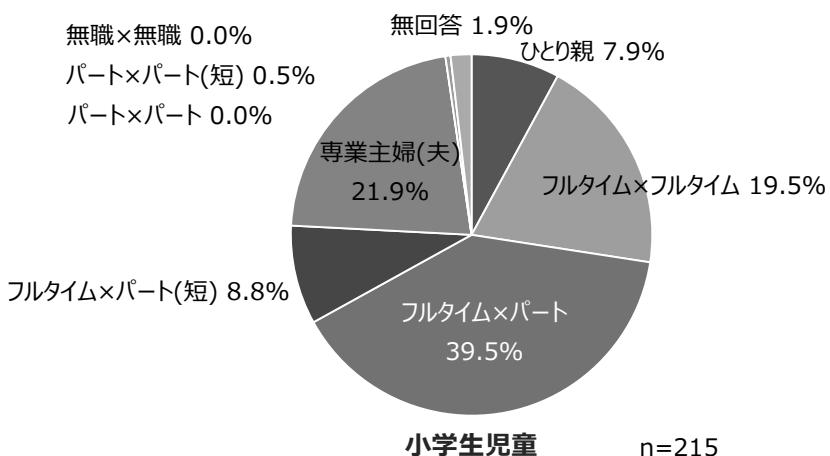
小学生児童では、「フルタイム」が 89.8% を占めています。1週間当たりの日数は「5日」が 65.4%、「6日」が 29.7%、「7日」が 2.7% となっており、1日当たりの時間は「8時間以上」が 96.6% を占めています。

フルタイム（育休・介護休業中） 0.0%
 パート・アルバイト等 1.4%
 パート・アルバイト等（育休・介護休業中） 0.0%
 以前は働いていたが現在は仕事をしていない 0.5%
 これまで就労したことがない 0.0%



③現状の家庭類型

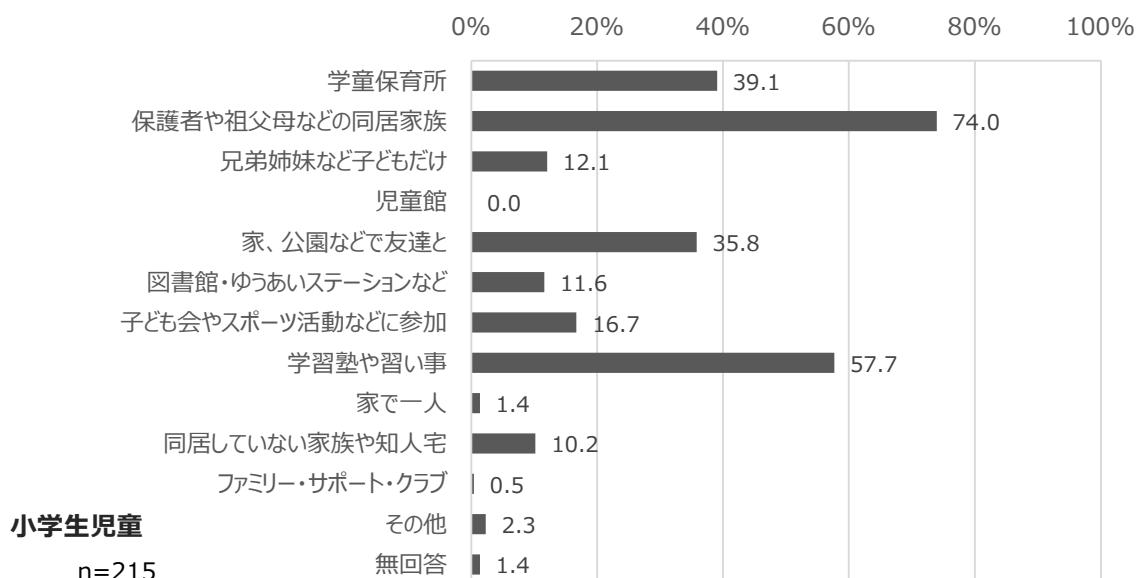
小学生児童では、「フルタイム×パートタイム」が 39.5% と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」(19.5%)、「専業主婦（夫）」(21.9%)、「フルタイム×パート（短）」(8.8%)、「ひとり親」(7.9%) と続いています。



④放課後や休日の過ごし方

「保護者や祖父母などの同居家族」(74.0%)が最も高く、次いで「学習塾や習い事」(57.7%)、「学童保育所」(39.1%)、「家、公園などで友達と」(35.8%)、「子ども会やスポーツ活動などに参加」(16.7%)、「兄弟姉妹など子どもだけ」(12.1%)、「図書館・ゆうあいステーションなど」(11.6%)、「同居していない家族や知人宅」(10.2%) が続いています。

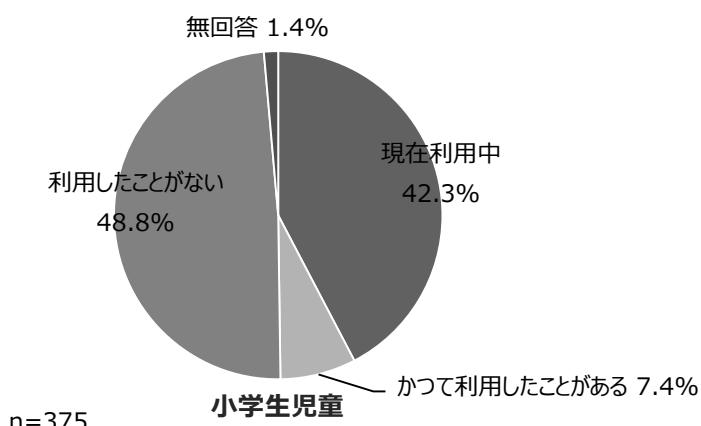
1週間当たり平均日数が多い順に、「保護者や祖父母などの同居家族」(4.8日)、「学童保育所」(3.8日)、「兄弟姉妹など子どもだけ」(3.2日)、「学習塾や習い事」(2.6日)、「家、公園などで友達と」(2.5日) となっています。



⑤学童保育所の利用経験

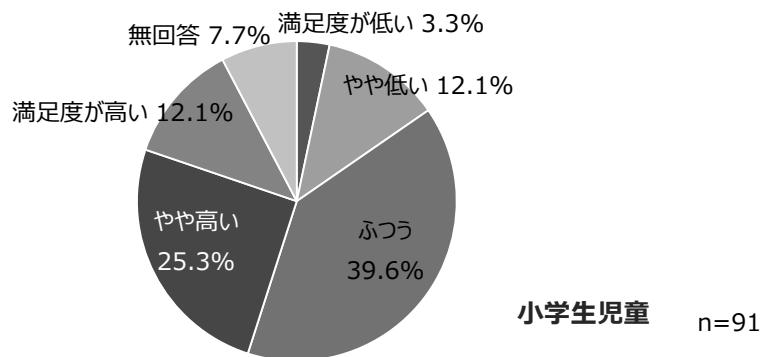
「利用したことがない」が48.8%、「現在利用中」が42.3%となっています。「かつて利用した」(7.4%)を合わせると、「利用したことがある」(49.7%)が約5割を占めています。

また「利用している」率をみると、平日が87.9%、土曜日が8.8%、長期休暇中が79.1%という状況です。



⑥学童保育所の満足度

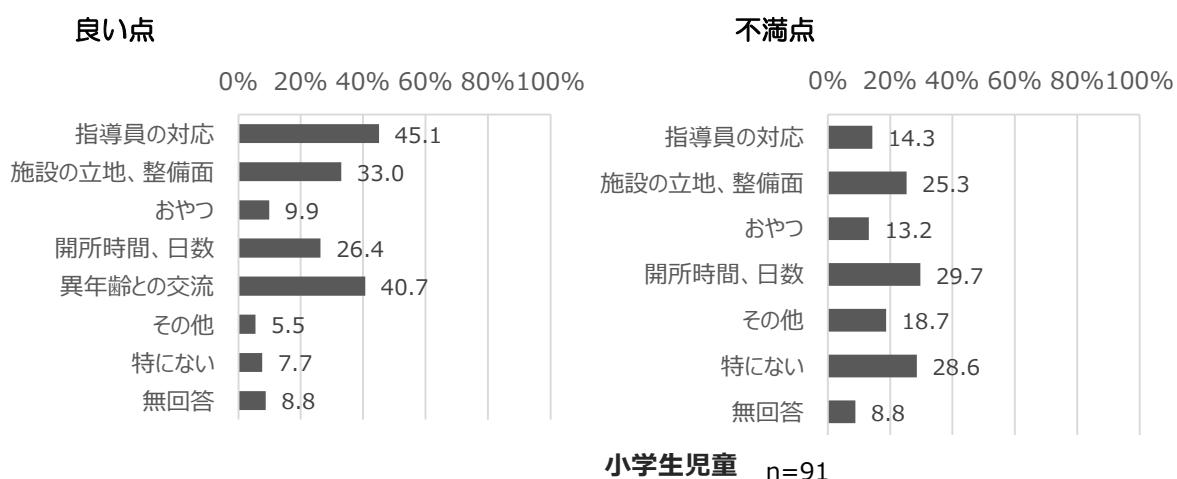
「ふつう」(39.6%) が最も高く、「やや高い」(25.3%)、「やや低い」(12.1%) が続いています。「満足度が高い」(12.1%) と「やや高い」を合わせた “満足が高い” は、37.4%、「満足度が低い」(3.3%)、と「やや低い」を合わせた “満足が低い” は 15.4% となっています。



⑦学童保育所の良い点、不満点

良い点としては回答の多い順に、「指導員の対応」(45.1%)、「異年齢との交流」(40.7%)、「施設の立地、整備面」(33.0%)、「開所時間、日数」(26.4%) となっています。

不満点では、「開所時間、日数」(29.7%)、「施設の立地、整備面」(25.3%)、「指導員の対応」(14.3%) となっており、「特ない」は 28.6% という結果です。

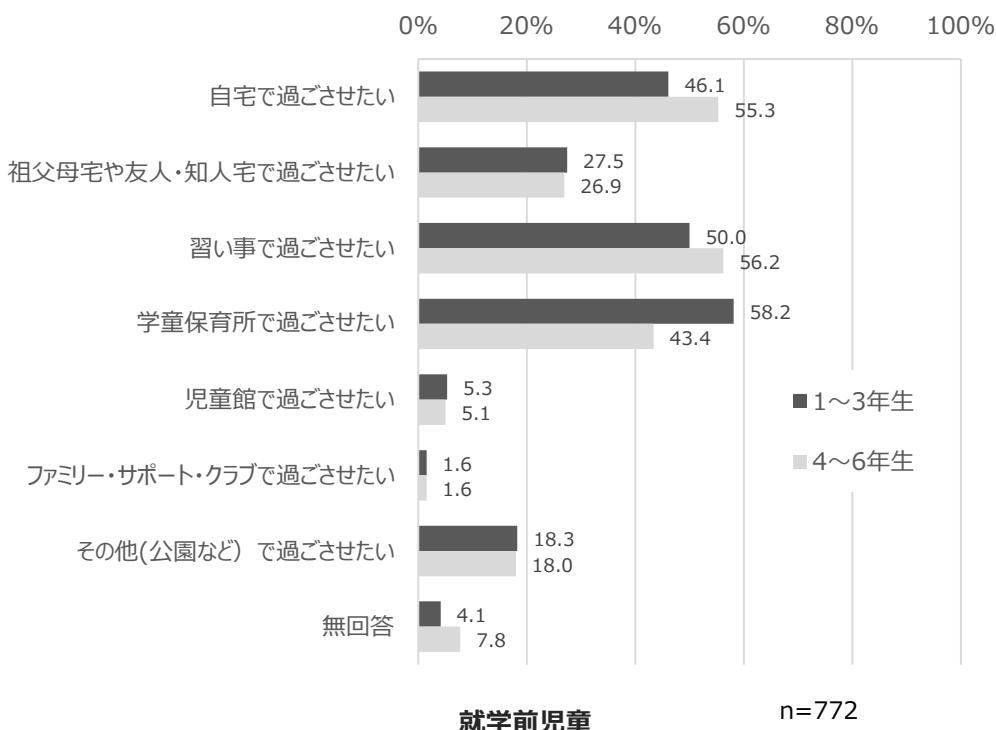


(3) 就学前児童における小学校就学後の意向

①希望する居場所

小学校低学年（1～3年生）では「学童保育所で過ごさせたい」（58.2%）が最も高く、「習い事で過ごさせたい」（50.0%）、「自宅で過ごさせたい」（46.1%）、「祖父母宅や友人・知人宅で過ごさせたい」（27.5%）が続いています。

小学校高学年（4～6年生）では、回答の多い順に、「習い事で過ごさせたい」（56.2%）、「自宅で過ごさせたい」（55.3%）、「学童保育所で過ごさせたい」（43.4%）、「祖父母宅や友人・知人宅で過ごさせたい」（26.9%）となっています。

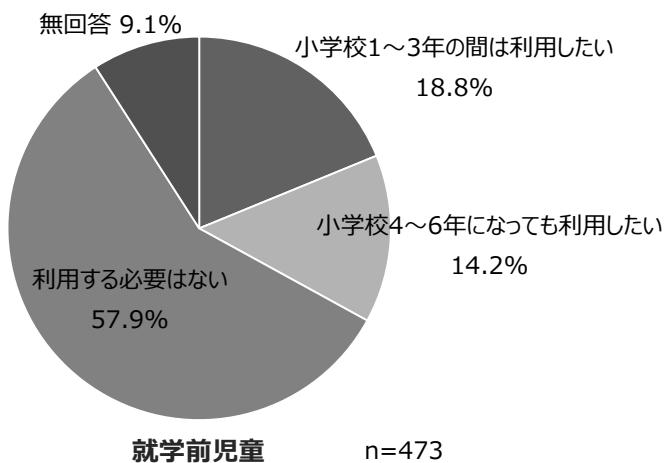


なお、「学童保育所で過ごさせたい」人が希望する利用終了時刻は、小学校低学年では「18時台」（45.9%）、「17時台」（33.8%）、小学校高学年では「18時台」（49.7%）、「17時台」（27.3%）、「19時台」（15.0%）となっています。

②土曜日の学童保育所の利用希望

土曜日について、「利用する必要はない」が57.9%を占める一方、「小学校1～3年の間は利用したい」が18.8%、「小学校4～6年になっても利用したい」が14.2%、となっています。

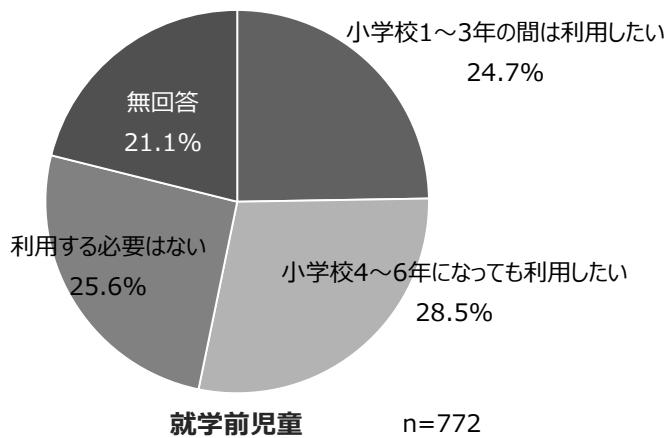
希望する開始時間は、「8時台」が52.0%、「9時台」が24.5%となっています。希望する利用終了時間については、「18時台」(36.5%)、「17時台」(27.4%)、「19時台」(10.6%)の順となっています。



③夏休み・冬休みなど、長期の休暇期間中の学童保育所の利用希望

長期の休暇期間中については、「利用する必要はない」が25.6%、「小学校1～3年の間は利用したい」が24.7%、「小学校4～6年になっても利用したい」が28.5%となっています。

希望する開始時間は、「8時台」が52.5%、「9時台」が33.3%となっています。希望する利用終了時間については、「18時台」(35.8%)、「17時台」(33.5%)、「16時台」(12.7%)の順となっています。

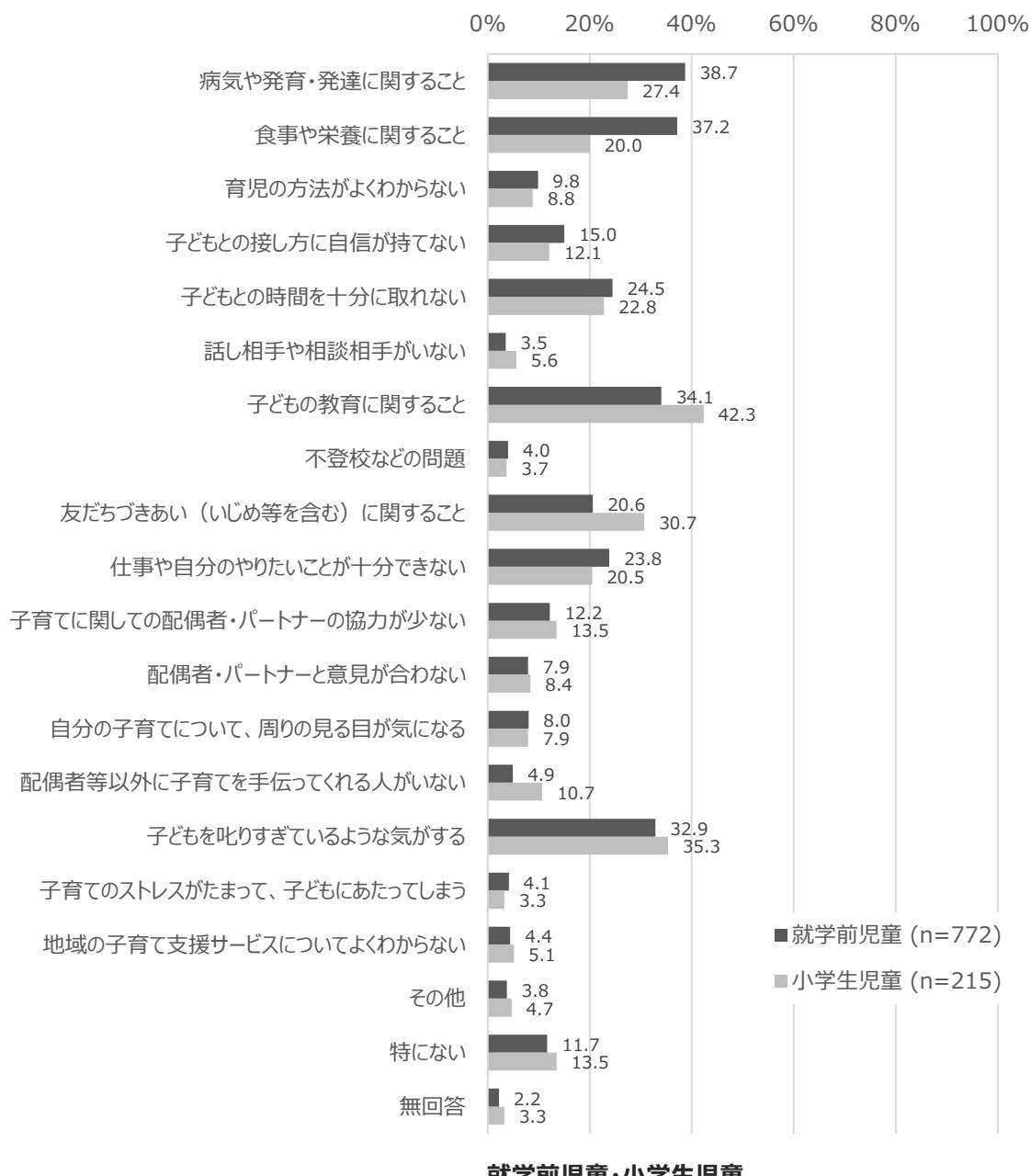


(4) 子育てに関する不安や環境など

①日常的な悩み

就学前児童では、回答の多い順に「病気や発育・発達に関すること」(38.7%)、「食事や栄養に関すること」(37.2%)、「子どもの教育に関すること」(34.1%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(32.9%)、「子どもとの時間を十分に取れない」(24.5%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」(23.8%)、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(20.6%)となっています。

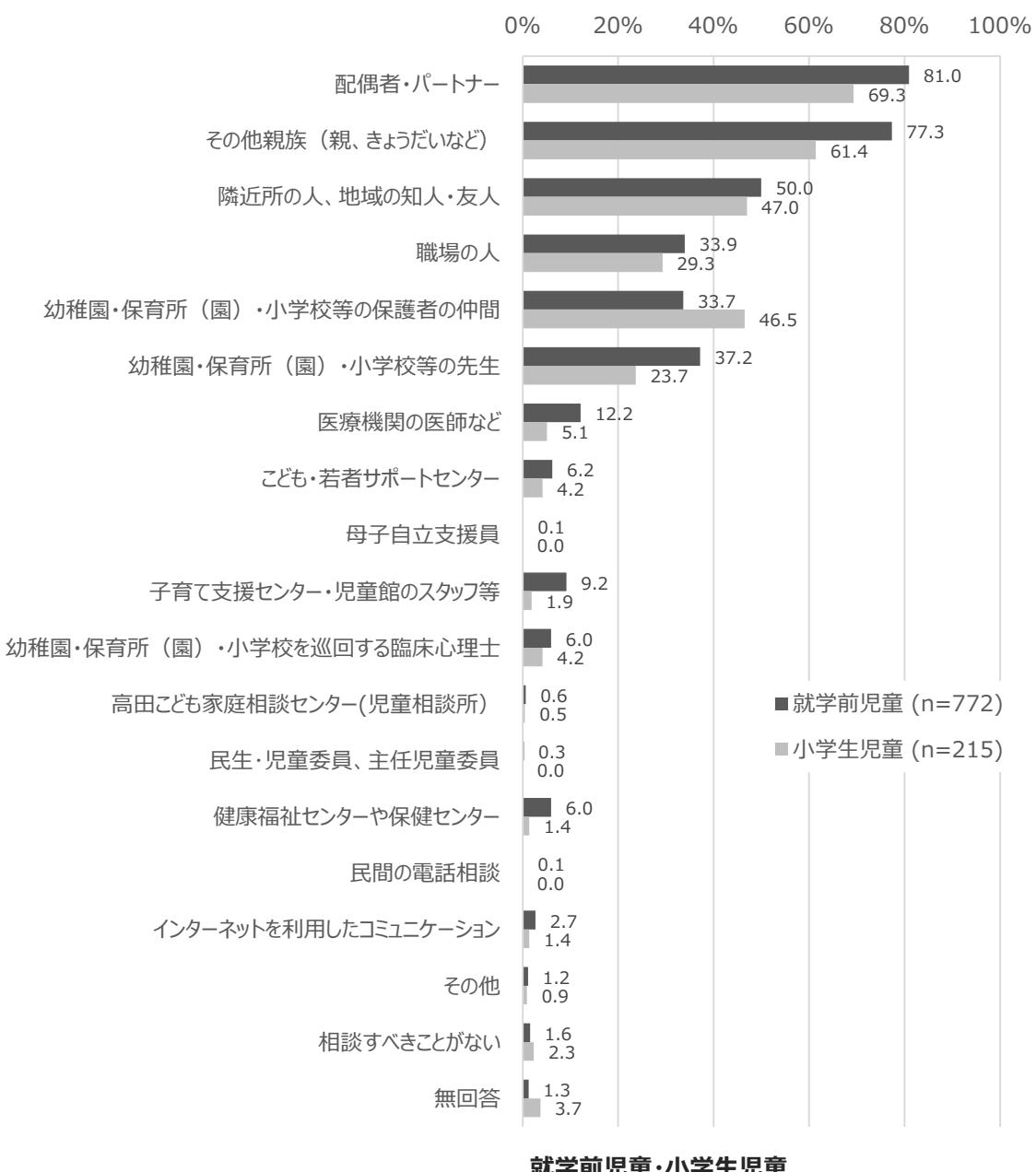
小学生児童では、「子どもの教育に関すること」(42.3%)が最も高く、以下「子どもを叱りすぎているような気がする」(35.3%)、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(30.7%)、「病気や発育・発達に関すること」(27.4%)、「子どもとの時間を十分に取れない」(22.8%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」(20.5%)、「食事や栄養に関すること」(20.0%)が続いています。



②子育ての相談相手

就学前児童では、「配偶者・パートナー」(81.0%)と「その他親族（親、きょうだいなど）」(77.3%)に回答が集まり、以下「隣近所の人、地域の知人・友人」(50.0%)、「幼稚園・保育所（園）・小学校等の先生」(37.2%)、「職場の人」(33.9%)、「幼稚園・保育所（園）・小学校等の保護者の仲間」(33.7%)が続いている。

小学生児童においても、「配偶者・パートナー」(69.3%)と「その他親族（親、きょうだいなど）」(61.4%)に回答が集まり、以下「隣近所の人、地域の知人・友人」(47.0%)、「幼稚園・保育所（園）・小学校の保護者の仲間」(46.5%)が続いている。



第5章 第1期計画の進捗状況

現行の第1計画（計画期間：平成27～令和元年度）において、次のように事業を新たに展開することができました。

基本目標	達成できた取組	
1. 子育てを支える環境づくり	教育・保育施設の環境整備	<u>保育所（園）</u> 私立2園の建て替えを実施 平成26年10月 平成29年3月 <u>学童保育所の新設</u> 新庄北小学校校区学童保育所 磐城小学校校区学童保育所 平成29年1月 平成31年3月 <u>幼稚園</u> 市内小学校附属幼稚園 保育室空調設置完備 平成30年 磐城小学校附属幼稚園を新築 令和元年6月～令和3年3月予定
	各小中学校の教室に空調設置	中学校各教室に空調設置 平成28年 小学校各教室に空調設置 平成29年
	子育て支援事業の充実	<u>地域子育て支援拠点事業の増設</u> 連携型：磐城児童館・當麻児童館 おでかけ広場：ゆうあいステーション 平成27年 こども・若者サポートセンターの設置 利用者支援事業（基本型）の開始 平成28年 市内（新庄地区）幼稚園3年保育開始 幼児教育・保育の無償化（国の事業） 平成29年4月 令和元年10月
2. 子どもが健やかに育つ環境づくり		利用者支援事業（母子保健型）の開始 平成28年 妊婦に対する歯科健康診査（妊婦歯科健康診査）の開始 平成30年 乳幼児・子ども医療費助成の拡大（18歳まで） 平成31年4月
3. 生きる力を育む環境づくり		こども・若者サポートセンターの適応指導教室で社会復帰を目指した取組を実施

基本目標	達成できた取組	
4. 子育てと仕事の両立が実現できる環境づくり	パパ流はじめての育児講座を開始	平成 27 年
5. 子どもの安心・安全を確保する環境づくり	<u>新庄北小学校附属幼稚園</u> 耐震補強・大規模改修工事 増築 <u>コミュニティバスの充実</u> 葛城市生活交通ネットワーク実施計画を策定 「ぐるっとかつらぎ」と称して幹線道路を運行する交通網の充実 ミニバスルートの一部を予約型乗合タクシーに再編	平成 28 年 3 月 平成 29 年 1 月 平成 27 年 6 月 平成 28 年 11 月 令和元年 10 月



第6章 計画のビジョンと施策の体系

1. 計画のビジョン（基本理念）

子どもたちの未来と笑顔を育む

安心して子育てが続けられるまち 葛城

これからの葛城市を担う子どもたちを取り巻く環境は、当面は続けて見込まれる人口の増加傾向や若い子育て世帯の転入増に伴う核家族世帯の増加等を見据えると、他の自治体とは異なる動きで今後変化していくことが考えられます。そうした中で今後の5年間における子育て家庭における子育てに関するニーズは、より包括的で多面的な支援が求められています。

第1期計画では、子ども・子育て支援法の基本理念にある“子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識”の下、『葛城にいだかれ 親も子も笑顔で育つまちづくり』を計画の基本理念として、これまで施策を展開してきました。

このたびの第2期計画においては、第1期計画の基本理念の考え方を継承し、子どもたちを取り巻く環境の変化や複雑化、多様化するニーズに対応しつつ、未来の葛城のまちを創り担う子どもたちの笑顔があふれ、すくすく元気に育ち、すべての子育て家庭が安心して子育てが続けることができるまちの実現に向けて、計画のビジョン（基本理念）を新たに『子どもたちの未来と笑顔を育む 安心して子育てが続けられるまち 葛城』と設定します。



2. 計画の重点方針

他の自治体とは大きく異なり、本市における少子化は当面はまだ将来的な問題ですが、子育て支援へのニーズはさらに高まり多様化してきています。その一方で、核家族世帯の増加に伴う地域での子育て力の低下、家庭での食育やしつけ問題、虐待・DV問題、相対的貧困の潜在的な増加による子どもの貧困の問題など、子どもたちを取り巻く環境は複雑化を続けています。

本計画のビジョン（基本理念）を実現するため、次のとおり重点方針を設定します。

1) “すべての子どもと家庭の幸せと利益”を尊重した子育て支援の推進

幼稚園や保育所（園）等の教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健康診査や相談事業において、“すべての子どもと家庭の幸せと利益”を十分に尊重しつつ質の高い教育・保育の実施の充実に努めます。また、学童期・青年期においても健やかな育ちが約束される環境づくりを目指すため、各学校や学童保育等において質の高い教育内容の充実を図ります。

2) 妊娠期から青年期への切れ目のない子育て支援の充実

すべての子どもと家庭に対して、求められるニーズに応じた多様かつ包括的な子育て支援について継続的な充実に努めます。妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目のないきめ細やかな支援の向上を目指します。

また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方等に関する親の学びなど、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境づくりの強化を進めます。

3) 子育てに課題を抱える保護者等への支援と児童虐待・DVの防止

育児に不安を抱えながらも地域や周りからの必要な支援が得られなかったり、育児ストレスをためこんだりするなど、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を支援するために、乳幼児健康診査の機会や各種相談事業を通じて幼稚園と保育所（園）、小・中学校や子育て支援センター、こども・若者サポートセンター及び健康増進課など、各機関において情報共有に努めるとともに、迅速な連携を図ります。

また、児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会や児童相談所など、関係機関との連携強化を進めます。

4) 子育て家庭を地域全体で支える環境構築の推進

地域共生社会の実現に向けて、子どもは地域で守り育てるという考え方のもと、誰もが安心して子育てができるよう、地域全体で見守り、子育てを支える環境構築を推進します。地域の人たちとのふれあいや支えあいの輪は、子どもたちの成長のみならず地域づくりにもつながっていきます。地域全体がすべての子育て家庭を支える担い手として活躍できる子育て支援を進めます。

3. 計画の基本目標

計画のビジョンの実現に向けて、重点方針を踏まえつつ、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標1 子育て家庭への包括的支援体制の充実

すべての子育て家庭に対してニーズに即した教育・保育事業や子育て支援事業の充実を図り、よりよい環境整備を推進するとともに、子育て家庭に対する包括的な支援の拡充をさらに図りながら、それぞれの実情に応じた子育て支援の充実を目指します。

また、男女が家族としての役割をお互いに理解し、共働きにおいても協力して子育てを行えるよう、親としての子育て力の向上と積極的な子育てへの参加促進に努め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のさらなる普及・啓発を進めます。

基本目標2 子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進

子どもが心身ともに健やかに成長していくための環境の促進に向けて、安心して妊娠・出産、育児ができるよう必要な支援と子育てへの不安の軽減、子どもと子育て家庭の健康を維持増進していくために様々な取組を進めます。

また、未来の葛城市を担う子どもたちの豊かな人間性を培うとともに、子どもの成長する力を大切にしながら、一人ひとりが輝く個性や自主性を育むことのできる教育環境の充実を図ります。

基本目標3 きめ細やかで切れ目のない支援の推進

障がいや発達において支援が必要な子ども、ひとり親家庭や外国人家庭、子どもの貧困問題など、何らかの支援や援助が必要な子どもと子育て家庭へのきめ細やかで切れ目のない支援の推進を図ります。

また、児童虐待や子どもの貧困など、特に深刻な課題を抱える子育て家庭への支援のための体制づくりを進めます。

基本目標4 子どもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり

すべての子どもと子育て家庭が安心して住み続けられる環境づくりに向けて、防犯・防災・防火・交通安全など、まちの安全を守るための取組の強化を図ります。

また、子どもや子育て家庭が安心して外出や社会活動等ができるよう、住みやすさに配慮した子育てのバリアフリー化を目指します。

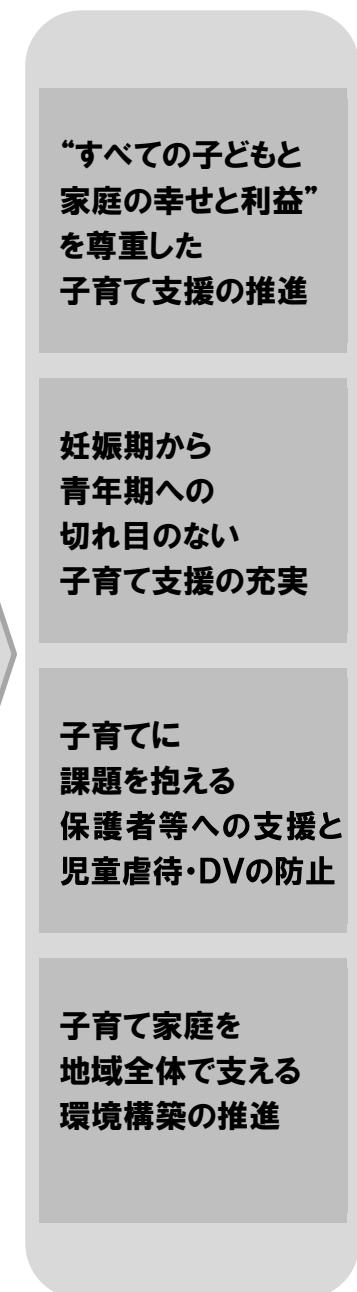
4. 施策の体系

本計画の具体的な施策・取組の展開を図るため、施策の体系を次のとおり設定します。

【計画のビジョン】

子どもたちの未来と笑顔を育む
安心して子育てが続けられるまち
葛城

【重点方針】



【基本目標】

基本目標 1 子育て家庭への包括的支援体制の充実

- (1)保育サービスの充実
- (2)地域における子育て支援体制の拡充
- (3)子育てへの不安軽減
- (4)子育てと仕事の両立に関する啓発と支援
- (5)男女がともに関わる子育てなどの推進

基本目標 2 子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進

- (1)妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援
- (2)健やかな子どもの育成への支援
- (3)小児医療の充実
- (4)次代の親の育成
- (5)教育・保育環境の充実
- (6)児童健全育成対策の充実

基本目標 3 きめ細やかで切れ目のない支援の推進

- (1)児童虐待の防止
- (2)ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3)障がいのある子どもと保護者への支援
- (4)子育てに関わる経済的支援の実施
- (5)子育て世帯の貧困対策

基本目標 4 子どもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり

- (1)子どもの安全の確保
- (2)子育てに配慮した生活環境の整備

第7章 施策の展開

1. 子育て家庭への包括的支援体制の充実

保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、多様な保育サービスの提供と質の維持・向上に取り組み、保育環境の充実を図ります。

すべての保護者が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、心にゆとりをもち子育てができるよう、子どもたちや保護者がなかまや地域の人とふれあえる場の提供や子育て情報を提供していきます。また、相談・指導体制を充実させ、保護者の育児負担の軽減を図ります。

女性も男性も仕事と子育てを両立できるよう、仕事も生活も充実するワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を進めています。

(1) 保育サービスの充実

①多様な保育サービスの提供

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
1	通常保育事業 〔保育所（園）〕	<ul style="list-style-type: none">保護者の就労等の理由により、十分に保育を受けることができない0歳から就学前児童（5歳児）を対象として、保育を行います。共働き家庭の増加を踏まえながら、通常保育事業を継続して実施します。	子育て福祉課
2	延長保育事業 〔保育所（園）〕	<ul style="list-style-type: none">就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育時間を延長し、保育を行います。保護者からの実施要望も多く、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点からも必要性が高いと考えられるため、延長保育事業を継続して実施します。	子育て福祉課
3	預かり保育事業 〔幼稚園〕	<ul style="list-style-type: none">幼児の健やかな成長を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園の教育時間終了後、在園児を保護者の希望により預かる「預かり保育事業」を行います。共働き家庭の増加を踏まえ、公立幼稚園5園で「預かり保育」を実施します。	学校教育課
4	一時預かり事業 〔保育所（園）〕	<ul style="list-style-type: none">冠婚葬祭や保護者の入院、育児疲れ等により、一時的に保育を必要とする未就園児の保育を行います。現在、公立1か所、私立1か所の保育所（園）で行っており、継続して円滑なサービスの提供に努めます。	子育て福祉課

5	一時預かり事業 [幼稚園]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった在園児を幼稚園において預かる「一時預かり事業」を行います。 現在、公立幼稚園5園で行っており、継続して円滑なサービスの提供に努めます。 	学校教育課
6	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 病児・病気回復期の生後6か月から小学6年生までの子どもについて保護者が家庭でみることができない場合に、専用施設等において看護師・保育士等が一時的に保育する事業を実施しています。 現在、市内には該当する施設がありませんが、近隣市町と調整をしながら市外の施設との連携を継続して行い、サービスが必要となった場合のスムーズな対応に努めます。 	子育て福祉課
7	産休・育休明けの保育の円滑な利用の促進 [幼稚園・保育所（園）]	<ul style="list-style-type: none"> 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保に努めます。 	子育て福祉課 学校教育課
8	放課後児童健全育成事業 [学童保育]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労等により、戸籍家にいない家庭における小学生児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努めています。 各小学校区に設置し、児童館・学童施設及び小学校の空き教室を活用して実施するとともに、定数の見直し、運営についての見直しも行っていきます。 	子育て福祉課 学校教育課
9	子育て短期支援事業 [短期入所生活援助・夜間養護]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設等で一定期間養育・保育を行います。 市内には実施している事業所がないため、他市町の児童福祉施設との連携を図り、サービスが必要となった場合、スムーズに対応できる体制づくりに努めます。 	子育て福祉課
10	地域型保育事業の整備	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の整備を検討します。 	子育て福祉課

②教育・保育の質の維持・向上

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
11	保育に関わる人材の確保・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 保育に関わる人材の育成・資質の向上、保育内容の充実のため、各種職員研修を引き続き実施します。 各保育所（園）との連携を図りながら、積極的な継続参加を促します。 保育士経験者等の新たな人材の掘り起こしなど、保育士の確保に向けた総合的な取組を進めます。 	子育て福祉課
12	学童保育所の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 外部（警察・消防・心理士等）との連携を図りながら児童が安全・安心して過ごせるよう継続した研修を実施します。 	子育て福祉課

（2）地域における子育て支援体制の拡充

①子育て支援センターの機能強化と充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
13	子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 親子交流を目的とした「つどいの広場」や月1回の「年齢別つどい（0、1、2歳児）」を継続することで、子育ての不安を軽減するため、親同士、子ども同士の交流を深めながら子育て支援員が母親等の話を傾聴し、アドバイス等を実施します。 初めての子どもをもつ母親と子ども（生後2～5ヶ月）を対象に子育て不安を軽減し、孤立を防ぎ子育てなかまをつくるきっかけとなるB Pプログラム（親子の絆づくりプログラム）を続けて実施します。 	子育て福祉課
14	子育てサークルの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の母親等が、子育てなかまをつくることで育児について気軽に交流できる子育てサークルの育成を支援するとともに、サークル間の交流する機会をもつことで子育てについての情報交換等ができるようサークルネットワークの確立をさらに図ります。 地域の子育て経験者がサークルのリーダー的存在として、サークル活動への積極参加を支援します。 	子育て福祉課
15	地域の子育て意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌やホームページの子育て支援コーナーに、子育てに関することや子育て支援情報等の情報発信を充実します。 子育て中の保護者はもとよりすべての市民に周知することで、地域ぐるみの子育て支援へのさらなる啓発に努めます。 	子育て福祉課 こども・若者サポートセンター 健康増進課

16	子育て支援に関する講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、子育て中の保護者を対象として、子育てに関する講演会を引き続き開催します。 ・子育て支援への意識の醸成のため、継続的に市民への講演会の参加を促進していきます。 	子育て福祉課
17	子育て支援員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・母親等への支援に対する意識を高めるため各種研修会等に出席し、子育て支援員としての力量を高めます。 	子育て福祉課

②地域の子育て力の向上

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
18	子どもに関する団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会やPTA活動など、社会教育団体を支援し、保護者同士の交流の促進を引き続き図ります。 	生涯学習課
19	幼稚園・保育所（園）の地域開放の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童とその保護者に対し、5か所の公立幼稚園と6か所の保育所（園）施設を開放し、身近な子どもの遊び場や保護者の相談の場として引き続き提供します。 	学校教育課 子育て福祉課
20	ファミリー・サポート・クラブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員になり、相互に助け合っていく組織として事業実施を推進・継続します。 	子育て福祉課
21	子育て支援ボランティアの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てボランティアがつどいの広場等の子育て支援事業に参加し、親子に関わる機会を増やすとともに、子育ての経験者として子育て中の母親等にアドバイスなど必要な支援を行うための情報発信を引き続き行います。 	子育て福祉課
22	子育て支援団体のネットワーク化の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する団体について、情報を把握するとともに、それぞれの団体間のネットワーク化の支援に引き続き努めます。 	子育て福祉課

(3) 子育てへの不安軽減

①子育てに関する情報提供・相談体制の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
23	各種子育て相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉・教育等に関する行政の窓口をはじめ、こども・若者サポートセンターなど、関係機関において、子育て相談に引き続き対応します。 	こども・若者サポートセンター 健康増進課 子育て福祉課
24	健康相談・子育てに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康相談を実施するとともに、各種健康診査や教室等の場を活用して、子育て支援事業を紹介するなど、情報の提供に引き続き努めます。 	健康増進課
25	利用者支援事業（基本型）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子が気軽に相談しやすいよう、子育て支援センターにおいて利用者支援事業を実施し、利用者支援員が子育て支援に関する様々な情報・地域資源を提供しながら、利用者と専門機関を結ぶ役割を担います。 利用者が相談しやすい体制になるよう引き続き努力するとともに、母子保健型と連携して切れ目のない支援を目指します。 	子育て福祉課
26	利用者支援事業（母子保健型）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健師等の専門職がすべての妊婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定することにより妊産婦等に対しきめ細やかな支援を実施します。 母子保健事業を利用し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供と相談体制の充実に努めます。 	健康増進課
27	子ども家庭総合支援拠点の設置運営	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとその家庭及び妊産婦や関係機関等から、子育てに関する相談や養育困難な状況に関する相談など、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じ、相談しやすい体制や適切に対応できる体制の整備に努めます。 関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援を行います。 	こども・若者サポートセンター

②家庭教育への支援の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
28	子育て支援に関する講演会の開催 【No.16 の再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、子育て中の保護者を対象として、子育てに関する講演会を引き続き開催します。 子育て支援への意識の醸成のため、継続的に市民への講演会の参加を促進していきます。 	子育て福祉課

29	家庭教育に関する情報提供及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 各学校、幼稚園単位で、通信文を利用して家庭教育に関する情報提供を継続的に行います。 幼稚園において、保護者が家庭教育のあり方を学べるよう、未就園児とその保護者を招き定期的な情報提供等を継続します。 	学校教育課
30	幼稚園・保育所（園）の地域開放の支援 【No.19の再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童とその保護者に対し、5か所の公立幼稚園と6か所の保育所（園）施設を開放し、身近な子どもの遊び場や保護者の相談の場として引き続き提供します。 	学校教育課 子育て福祉課
31	子ども読書活動推進計画	<ul style="list-style-type: none"> 「葛城市子どもの読書活動推進計画」に基づき、葛城市に育つすべての子どもが、あらゆる場で本と出会い、本を通して人とふれあい、生涯にわたって読書が日常の習慣となるように、読書環境の整備と充実に努めます。 	図書館
32	図書館事業	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月児を対象に「ブックスタート」を実施し、親子の絆を深めるきっかけづくりをします。また、毎月「おはなし会」を開き、子どもたちが絵本やおはなしを楽しむ機会をつくります。 その他、子ども向けの講座・行事を通して、本への興味に結びつく発展性のある事業の企画に努めます。 	図書館

(4) 子育てと仕事の両立に関する啓発と支援

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
33	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	<ul style="list-style-type: none"> 男女がともに仕事・家庭・地域に対して責任をもつことができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発を行います。 	人権政策課 商工観光課
34	女性の再就職・転職の支援	<ul style="list-style-type: none"> 出産や子育てにより退職を余儀なくされた女性や、子育てをしながら就労を希望する女性の再就職を支援するための情報提供を図ります。 	人権政策課
35	ひとり親家庭等の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子、父子、寡婦の就業による自立を支援するため、奈良県スマイルセンターによる定期的な巡回相談を行います。 	子育て福祉課

(5) 男女がともに関わる子育てなどの推進

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
36	学校教育における男女共同参画教育の推進	・小・中学校において、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、男女平等に関する教育を推進します。	学校教育課
37	男女がともに関わる子育ての啓発の推進	・男女が協力して家庭を築いていくことの重要性について、各種子育て教室・講演会、広報誌への掲載や研修会等を実施します。	健康増進課 子育て福祉課
38	男性への働き方の見直し	・男女共同参画セミナー等の機会に、子育ての参画について考えるきっかけとなる情報を発信します。	人権政策課
39	男性の子育て参加の促進	・男女が協力して子育てをすることの意義や効果について啓発します。 ・父親対象の育児講座等により、子育ての孤立防止を図ります。	人権政策課 健康増進課



2. 子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりの促進

安心して妊娠、出産、育児ができるよう、妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、医療にかかる経済的負担の軽減に努めます。

特色ある学校づくりを目指すとともに、幼児、学童期の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。また、子ども一人ひとりの思いに寄り添い、不登校に陥らないようきめ細かな指導の充実を図ります。

すべての子どもが放課後や週末などに安心して遊びや学習、様々な体験活動ができるよう、子どもの居場所づくりの整備や多様な体験活動の推進を図ります。

(1) 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援

①健やかな妊娠・出産への支援

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
40	一般不妊治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none">不妊に悩む夫婦が負担する一般不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ります。不妊に悩む夫婦への相談を行っていきます。	健康増進課
41	母子健康手帳交付時の保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none">妊娠届出の際には、必ず保健師が面接を行い、妊婦の妊娠・出産に対する不安の軽減に努めるとともに、安全な出産につなげていきます。必要に応じ、電話・訪問等で継続支援するとともに、医療機関等と連携して対応します。	健康増進課
42	妊娠婦訪問事業の充実	<ul style="list-style-type: none">保健師等の専門職が訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。妊娠中または出産後（満1歳まで）に体調不良及び育児に対する不安等により家事又は育児を行うことが困難な方に、産前産後家庭支援ヘルパーを派遣します。	健康増進課 こども・若者サポートセンター
43	妊娠・出産に関する教室の開催	<ul style="list-style-type: none">ペアレンツクラブ等で妊娠・出産や子育てに関する知識を深め、保健師等の専門職が助言を行い、安心・安全な出産に向けた支援を行います。教室参加者同士が交流できる場の提供をし、なかまづくりを支援するとともに、父親の育児参加を促進します。	健康増進課
44	妊娠に対する歯科健康診査 〔妊婦歯科健康診査〕	<ul style="list-style-type: none">妊娠期は口腔ケア不足により歯周疾患等トラブルを引き起こすことが懸念されます。歯周疾患は早産、低出生体重児のリスクでもあり、うちは感染症のため生まれてくる子に感染させる可能性があります。妊娠及び生まれてくる子の口腔衛生向上のために、妊娠中に1回、妊婦歯科健康診査費用を補助します。	健康増進課

45	妊婦に対する健康診査 [妊婦健康診査]	・妊婦の健康の保持及び増進を図るための妊婦に対する健康診査費用の助成を行います。また、医療機関との連携を図り安全な出産につなげます。	健康増進課
----	------------------------	--	-------

②健やかな乳幼児の育成への支援

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
46	新生児訪問事業の充実	・新生児のいる家庭を助産師等の専門職が訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。また、子育て不安が高い方は継続的に支援していきます。	健康増進課
47	未熟児養育訪問事業	・未熟児養育医療申請者に対し、児の入院中から母子の健全な発達を促すために関係機関と連携しながら支援します。	健康増進課
48	乳幼児健康診査の充実	・乳幼児の健全な発達・発育を促進するため、年齢に応じた健康診査を行い、保護者の育児力を高めるような支援を行います。未受診者対策として、電話・手紙及び訪問等で児の状態を把握するとともに、受診勧奨に努めます。 ・健康診査時のアンケートや問診により育児ストレスの解消に努め、保護者の精神面にも配慮しながら虐待の防止に努め、関係機関との連携を図ります。	健康増進課
49	予防接種の充実	・ポリオや麻しん（はしか）など、各種感染症発症及び集団発生の予防のため、予防接種を行います。また、未接種者には健康診査時等を通じて接種勧奨を行い、接種率を100%に近づけます。	健康増進課
50	乳児家庭全戸訪問事業	・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、継続的に育児不安や育児環境等について早期に把握し、地域での子育てを支援します。	こども・若者サポートセンター
51	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施	・乳幼児の健康管理や発達・発育、育児に関する相談に対応し、不安の解消に努めます。	健康増進課
52	乳幼児の食育の推進	・保護者と子どもの食に対する関心と理解を深め、食品を見分ける力や健康で安全な生活をつくり出す力、命を大切にする力を養うため、妊娠中、出産後、乳幼児健康診査等の機会を活用し、続けて食育の推進を図ります。 ・「葛城市食育推進計画」に基づき、子育て支援センター・幼稚園・保育所（園）及び関係団体等と協働してより食育の推進を図ります。	健康増進課

53	事故防止対策等の充実	・乳幼児突然死症候群の予防や子どもの事故防止のため、妊娠期の教室や乳幼児健康診査時にパンフレットの配布等を行い、事故防止対策の情報提供や啓発を推進します。	健康増進課
54	養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要な家庭に対して、個別ケース会議を開催し、支援計画を作成・計画的にその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、続けて子育て支援を進めます。	こども・若者サポートセンター
55	療育体制の充実	・乳幼児から学童期までの切れ目のない療育システム・発達フォローシステムの構築を行います。健康診査や相談を通じ、発達について経過観察や支援が必要な方に、発達や心理の専門職による相談を行い、必要に応じて療育教室への参加を促し、親子の成長発達の支援に努めます。 ・教室終了後は保護者の了解のもとで幼稚園・保育所(園)、小学校への引き継ぎと巡回相談等を行います。また、必要に応じてリハビリセンター・福祉サービスへつなぎます。	こども・若者サポートセンター

(2) 健やかな子どもの育成への支援

①健康教育の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
56	食育の推進	・小・中学校において引き続き食育の推進を図ります。	学校教育課
57	心と身体を養う豊かな給食の推進	・子どもの心身の健全な発達のため、郷土料理や地産地消を取り入れながら、安全で栄養バランスの良いおいしい給食を提供します。	学校給食センター
58	健康教育・保健指導の充実	・食事や睡眠等の生活習慣づくりや性教育、飲酒・喫煙・薬物乱用の害・がん検診についての正しい知識の普及に努めます。	健康増進課 学校教育課



②心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
59	カウンセリング機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等の専門職によるカウンセリングについて機会を捉えて市民へのさらなる周知に努めます。 ・社会人となるまでに関わる関係機関との連携をより強化し、子どもたちに配慮したきめ細かな支援の充実を図ります。 	こども・若者サポートセンター
60	心身の健康づくりに向けた保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健会の取組を通して、児童・生徒及び保護者に対し、心身の健康づくりについて啓発活動に努めます。 	学校教育課

(3) 小児医療の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
61	かかりつけ医づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康管理のため、機会あるごとに身近にかかりつけ医をもつことの大切さを啓発・指導します。 	健康増進課
62	乳幼児・子ども医療費の助成制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険診療に対して、保護者に医療費の一部を助成します。ただし、中学校を卒業後勤め先の健康保険に自分で加入されている場合は除きます。 	保険課

(4) 次代の親の育成

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
63	乳幼児との交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・つどいの広場で中学1年生全員を対象とした、「乳幼児と出会いふれあい交流」を通じて赤ちゃんとのふれあいの機会を提供します。 ・この交流を通して、中学生が地域の先輩として関わりを深めていけるよう支援していきます。 	子育て福祉課
64	子どもを大切に思う気持ちを育む教育	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中学校において「乳幼児と出会いふれあい交流」等を通じ、将来の父親・母親になる世代に子どもを大切に思う気持ちを育む教育を行います。 	子育て福祉課 学校教育課

(5) 教育・保育環境の充実

① 幼児教育・保育の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
65	幼児教育・保育研修の実施	・幼稚園教員・保育士等の資質向上のため、講師を招いての園内研修や園外に出向いての研修など、研修の充実を図ります。	学校教育課 子育て福祉課
66	幼保小合同研修の実施	・幼保小の連携を図るため、合同の研修会を実施します。	学校教育課 子育て福祉課
67	国際理解教育の推進	・幼稚園・保育所（園）において、基礎的な英語教育を継続して推進します。	学校教育課 子育て福祉課
68	教育・保育施設の整備充実	・子どもが安心して教育や保育を受けることができるよう、老朽化や耐震化への対応等について計画的な改修と整備に努めます。	教育総務課 子育て福祉課
69	人権教育・保育の推進	・子どもたちの人権尊重に重点を置きながら、子ども同士の関わりを通して仲間意識を育む、教育・保育を目指します。	学校教育課 子育て福祉課

② 学校教育の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
70	基礎学力の向上	・葛城市教育委員会指定研究校が毎年行う実践的研究校が実践的研究を先駆として、各研究部会を通じて児童・生徒の学力向上を図ります。	学校教育課
71	特色ある学校づくり	・子どもたちと地域の人々との交流を通して、より地域に親しみ、郷土愛を育むことに努めます。	学校教育課
72	人権や道徳を重視した教育の推進	・子どもの人権尊重に最重点を置き、いじめや差別を生じさせないよう、葛城市人権教育研究会の活動を中心として、学校での人権教育・道徳教育に取り組みます。	学校教育課
73	福祉教育の推進	・高齢者との交流や清掃活動等を通じ、思いやりや助け合い等の福祉の心を醸成する福祉教育を推進します。また、特別支援学校の児童・生徒との交流を図ります。	学校教育課 子育て福祉課
74	国際理解教育の推進	・小・中学校まで外国語指導助手及び各校教員による指導を通じて、系統性・継続性のある英語教育を推進します。	学校教育課
75	学校施設の整備充実	・児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、老朽化や耐震化への対応等について計画的な改修と整備に努めます。	教育総務課

③不登校や子どもの発達等に関する相談・支援の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
76	不登校への対策	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人ひとりの思いに寄り添い、不登校に陥らないようきめ細かな指導の充実を図ります。 子ども・若者サポートセンターの適応指導教室で社会復帰を目指した教育・支援に努めます。 	こども・若者サポートセンター 学校教育課
77	カウンセリング機能の充実 【No.59 の再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士等の専門職によるカウンセリングについて機会を捉えて市民へのさらなる周知に努めます。 社会人となるまでに関わる関係機関との連携をより強化し、子どもたちに配慮したきめ細かな支援の充実を図ります。 	こども・若者サポートセンター

(6) 児童健全育成対策の充実

①子どもの居場所づくりの推進

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
78	地域の遊び場の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士の自由な交流の場となる遊び場の維持・管理に努めます。 	都市計画課 建設課
79	学校施設の開放	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ少年団等への体育館やグラウンドの貸し出しなど、子どもの居場所づくりを推進します。 	学校教育課

②多様な体験活動の推進

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
80	様々な体験活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 様々な自然体験・スポーツの機会や場を通じて、子どもが主体的に生活でき、ふるさと「葛城」への誇りや、お互いが理解しあうことができる環境を生かした体験活動を推進します。 	生涯学習課
81	指導ボランティアの育成 (学校・地域パートナーシップ事業等)	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者となるボランティアの育成を図ります。 	生涯学習課
82	芸術・文化活動にふれる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> 伝統芸能の伝承活動をはじめ、世代間交流を図る中で、子どもたちがすばらしい芸術・文化活動によりふれる機会の創出を図ります。 	生涯学習課

③いじめ・非行等の問題行動や有害環境対策の強化

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
83	青少年育成に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県青少年健全育成推進協議会、青少年育成奈良県民会議等の関係団体との連携のもと、青少年健全育成に関する講演会やシンポジウムを開催します。 	生涯学習課
84	有害環境浄化活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携のもと、商業施設における有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に努めます。 ・インターネット、携帯電話等による有害サイトへの接続防止など、情報モラル教育を徹底します。 	生涯学習課
85	カウンセリング機能の充実 【No.59 の再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等の専門職によるカウンセリングについて機会を捉えて市民へのさらなる周知に努めます。 ・社会人となるまでに関わる関係機関との連携をより強化し、子どもたちに配慮したきめ細かな支援の充実を図ります。 	こども・若者サポートセンター
86	子ども・若者支援の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育修了者を含め、子どもたちの社会自立を目指した相談・支援活動を充実させます。 ・こども・若者サポートセンターが総合相談窓口として切れ目のない支援に努めます。 	こども・若者サポートセンター



3. きめ細やかで切れ目のない支援の推進

児童虐待に関する総合的な対応を図るため、関係機関の参加による虐待等防止ネットワークによる支援に努めるほか、広報誌やパンフレット等を活用し、児童虐待の防止に関する情報の提供、意識啓発を図ります。また、各種子育て相談事業を充実させ、虐待の前兆を把握し、未然防止に努めます。

すべての子どもの健やかな育ちを等しく支えるため、障がい、家族の状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや、子育て家庭に対し、きめ細かな支援を推進していきます。

各種手当の支給などにより子育てに関わる経済的負担の軽減し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成など、住民が安心して子育てできるよう支援の充実に努めます。

(1) 児童虐待の防止

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
87	児童虐待・DVの早期発見・予防とネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問等訪問事業の機会を活用し、保護者の子育てに対する不安の軽減や虐待防止を図るため、早期発見に努めます。必要に応じて、妊娠期から虐待リスクの高い方への支援を開始します。・幼稚園・保育所（園）・学校においても早期発見に努めます。・児童虐待とDVは、家庭内の暴力として密接な関係にあり、支援者は常に、虐待の背後にDVがないか、DVの背後に児童虐待はないかという発見の目をもって対応していきます。・必要に応じてケース検討会議を開くなど、虐待等防止ネットワーク関係機関と連携を強化し、緊急なケースにも迅速に対応できる体制をつくります。・子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます。	こども・若者サポートセンター 健康増進課 子育て福祉課 人権政策課 学校教育課
88	児童虐待防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報誌やパンフレット等を活用し、児童虐待の防止に関する情報の提供、意識啓発を図ります。	こども・若者サポートセンター
89	各種子育て相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・こども・若者サポートセンターや子育て支援センター、関係機関、各種相談窓口において、虐待の前兆を把握し、未然防止に努めます。	こども・若者サポートセンター 子育て福祉課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
90	児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭等の保護者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している場合、一定の条件のもと、手当を支給します。	子育て福祉課
91	ひとり親家庭等医療費助成制度の実施	・ひとり親家庭等の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども及びその児童を扶養または養育する保護者等を対象に、保険診療にかかる医療費の一部を助成します。	保険課
92	ひとり親家庭などに対する相談事業の実施	・保健師、民生委員、家庭相談員、母子自立支援員による相談支援、助言・指導を引き続き行います。 ・こども・若者サポートセンターにおける家庭児童相談室機能の強化に努めます。	こども・若者サポートセンター 子育て福祉課
93	母子生活支援施設の活用	・母子生活支援施設において、母子家庭の母親等と児童をともに保護し、生活や就職等の自立に向けた支援を行います。 ・現在、市内には該当する施設がないため、必要に応じ、他市町村の施設を紹介します。	子育て福祉課
94	母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付 〔県事業〕	・ひとり親家庭に対して、技能修得や就職支度に関する資金をはじめとする各種資金の貸付を行う中和福祉事務所との調整を図ります。	子育て福祉課
95	ひとり親家庭等の就業支援 【No.35の再掲】	・母子、父子、寡婦の就業による自立を支援するため、奈良県スマイルセンターによる定期的な巡回相談を行います。	子育て福祉課

(3) 障がいのある子どもと保護者への支援

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
96	障がい者計画の推進	・「葛城市障がい者計画、葛城市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい児に関する施策を推進し、障がいのある子どもがいる世帯への必要な支援を行います。	社会福祉課
97	相談支援の充実	・障がいのある子どもや発達に課題のある子及び保護者の相談に応じ、教育や保育、障がい児通所サービス等の利用や各種手当・助成制度についての相談に対応します。	社会福祉課 子育て福祉課 学校教育課 こども・若者サポートセンター

98	障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達や心理の専門職が各保育所（園）を巡回し、相談・支援を行います。また、「ともに育つ」という視点のもと、きめ細かく対応し、それぞれの個性を伸ばすことができるよう、支援保育士の配置をはじめ、障がい児保育の推進を図ります。 ・巡回相談員は、こども・若者サポートセンターから各保育所（園）へ派遣します。 	こども・若者サポートセンター 子育て福祉課
99	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達や心理の専門職が幼稚園・小・中学校を巡回し、相談・支援を行います。また、幼稚園・小・中学校へは特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな指導、支援を引き続き展開します。 ・巡回相談員は、こども・若者サポートセンターから各幼稚園・小・中学校へ派遣します。 	こども・若者サポートセンター 学校教育課
100	障がい福祉サービス等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するため、児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援サービス、居宅介護、短期入所等の障がい福祉サービス、補装具、移動支援等の地域生活支援事業を提供します。 	社会福祉課
101	特別児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・身体または精神に一定の障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で養育している父母等に対して手当を支給します。 	子育て福祉課
102	障がい児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・20 歳未満の在宅で常時介護を必要とする重度障がい児に手当を支給します。 	社会福祉課
103	発達障がいの早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診査や教室等の場を通じて、発達障がいの早期発見・早期対応に努めます。 ・必要に応じて、障がい福祉サービスへつなぐなど、幼稚園・保育所（園）等と連携してきめ細やかな支援を図ります。 	健康増進課 こども・若者サポートセンター

(4) 子育てに関わる経済的支援の実施

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
104	児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、15 歳（中学校卒業）までの児童を養育する保護者に対して児童手当を支給します。また、国の制度改正等に柔軟に対応します。 	子育て福祉課
105	乳幼児・子ども医療費の助成制度の実施 【No.62 の再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもの保険診療に対して、保護者に医療費の一部を助成します。ただし、中学校を卒業後勤め先の健康保険にご自身で加入されている場合は除きます。 	保険課

106	児童扶養手当の支給 【No.90 の再掲】	・ひとり親家庭等の保護者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している場合、一定の条件のもと、手当を支給します。	子育て福祉課
107	ひとり親家庭等医療費助成制度の実施 【No.91 の再掲】	・ひとり親家庭等の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども及びその児童を扶養または養育する保護者等を対象に、一定の条件のもと、医療費の一部を助成します。	保険課
108	特別児童扶養手当の支給 【No.101 の再掲】	・身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父母に対して手当を支給します。	子育て福祉課
109	養育医療・育成医療	・養育医療は、家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児（1歳未満）に対しての医療制度です。 ・育成医療は、身体上の障がいを有するまたは現存する疾患を放置すると障がいを残すと認められ、手術を前提とする入院治療を受ける児童（18歳未満）に対しての医療制度です。 ・どちらの制度も医療費の一部が公費で負担されます。	保険課 社会福祉課
110	障がい児福祉手当 【No.102 の再掲】	・20歳未満の在宅で常時介護を必要とする重度障がい児に手当を支給します。	社会福祉課
111	幼児教育・保育の無償化	・市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課 子育て福祉課
112	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、国基準により助成します。	学校教育課
113	就学援助 (準要保護)	・経済的理由によって就労困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行っています。	学校教育課
114	就学援助 (特別支援教育)	・保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ることを目的に、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者へ援助を行っています。	学校教育課
115	生活保護世帯への援助	・高等学校または大学へ新規に入学する者に対して、入学支援金として一定額を支給しています。 ・国の基準により、小中学校に通う児童生徒に対し、学級費や教材費、給食費やクラブ活動費等学校教育活動にかかる費用を援助しています。	学校教育課 社会福祉課

(5) 子育て世帯の貧困対策

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
116	きめ細やかな総合相談支援の実施	・保護者や支援者への積極的な声かけ等の働きかけにより悩みに寄り添い相談を受けながら、貧困の改善に向けた支援につなげます。	社会福祉課 こども・若者サポートセンター 学校教育課 子育て福祉課
117	生活困窮者自立相談支援事業	・生活に困りごとを抱えた方の自立支援の強化を図ることを目的として、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援します。	社会福祉課
118	生活保護受給者等就労支援事業	・就労に阻害要因のない生活困窮者及び生活保護受給者に対し、雇用・就労につながるよう支援します。	社会福祉課
119	生活困窮世帯に対する住居確保給付金事業の実施	・生活困窮世帯の生活基盤となる住居を確保するため、家賃相当分を有期で支給することで、経済的な安定を支援します。	社会福祉課
120	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の検討	・生活困窮世帯の子どもへの学習支援については、今のところ未実施ですが、対象世帯のニーズや今後の状況に応じて事業の実施を検討していきます。	社会福祉課 学校教育課



4. 子どもたちの安全を守り安心して住み続けられる環境づくり

子どもを事故や犯罪から守るため、交通安全教室等の開催や地域でのネットワークを活用し、事故と犯罪の未然防止に取り組んでいきます。

誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指し、公園・広場等の整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化などを進め、より子育てしやすいまちにしていきます。

(1) 子どもの安全の確保

①交通安全意識の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
121	交通安全教育の推進	・警察や交通安全協会等と連携し、児童・生徒や保護者に対し、交通安全教室等を開催し、交通安全に関する教育・啓発を行います。	生活安全課
122	交通安全指導に関する人材の育成	・地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成を図ります。また、登校時の見守りを行う交通安全母の会等への指導を行います。	生活安全課
123	交通安全対策の推進	・大字区長等と連携し、交通安全啓発看板等により、運転者等に対して交通安全啓発やマナーの向上を図ります。	生活安全課

②防犯対策の充実

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
124	葛城市生活安全推進協議会の充実	・市民の生活安全対策の推進について、市民、関係行政機関及び関係団体間の連携を促進するため、葛城市生活安全推進協議会の活動を推進します。	生活安全課
125	地域防犯体制の強化	・地域の防犯体制の強化を図るため、登下校時等の青色パトロールカーによる巡回を行います。	生活安全課
126	幼稚園・保育所（園）・学校・学童保育所における防犯対策の推進	・施設の防犯対策について点検し、必要に応じて整備を図ります。また、緊急時のための備えとして緊急対応マニュアルの作成や防犯訓練等を実施しており、さらなる充実に努めます。 ・来客者名簿への記帳や名札の利用など、不審者対策を行います。	教育総務課 子育て福祉課
127	学校と学童保育所との連携	・学校からの下校後の児童が安全に学童保育所に移動できるよう、学校と学童保育所の連携を密にしていきます。	子育て福祉課
128	防犯教育の推進	・幼稚園・保育所（園）・学校・学童保育所・児童館に、警察等を招いての防犯教室や不審者対応を行います。	学校教育課 子育て福祉課

129	子ども 110 番の家の支援	・子どもが犯罪に巻き込まれそうなときに、一時的な保護と警察への連絡を行う子ども 110 番の家について、3年に1度見直しを行います。	生活安全課
130	地域における防犯情報ネットワークの強化	・子どもが巻き込まれた犯罪や不審者等の情報について、個人情報に配慮しながら、学校や地域・警察で共有・連携を図ります。	学校教育課 生活安全課

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

NO.	施策名	具体的な取組	主な担当部署
131	バリアフリー化の推進	・道路や公共交通機関、学校その他の公共施設、商業施設等のバリアフリー化を推進します。	建設課
132	交通安全施設の整備	・道幅の狭い道路や歩道がない道路等において、ガードレールやガードパイプを設置します。 ・また、必要に応じて、警察に協議をしながら区画線及びグリーンベルトの整備を行います。	建設課
133	安心・快適な歩行空間の整備	・フラットな歩道の設置、歩行者専用道路の整備を図ります。	建設課
134	街灯設置の促進	・子どもの安全確保のため、街灯設置時の補助金交付等を積極的に推進します。	生活安全課
135	公園・広場等の整備に向けた調整	・子どもや子育て家庭の憩いの場として、公園・広場等の整備に向けた協議を関係大字や県等を行い、必要な調整を図ります。	都市計画課
136	コミュニティバスの充実	・市民の意見や利用状況を考慮しながら、運行体制やルートの検討を行い、市民が利用しやすいバスを目指します。	企画政策課



第8章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 設定の考え方

子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たっては、「教育・保育提供区域」を定めることが規定されています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があります。

(2) 本市の教育・保育提供区域

本市は市内全域を概ね 30 分程度で移動できるなどの地域特性を勘案し、主要事業については「市全域」を提供区域とします。

ただし、教育・保育のうち「1号認定（教育：3歳以上、主に幼稚園）」と、地域子ども・子育て支援事業のうち「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」については、現在の状況や児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域とします。

区分・事業名		提供区域	
		市全域	小学校区
教育・保育	1号認定 教育 ※3歳以上 主に幼稚園		●
	2号認定 保育 ※3歳以上 主に保育所（園）	●	
	3号認定 保育 ※0～2歳 主に保育所（園）	●	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	●	
	地域子育て支援拠点事業	●	
	妊婦健康診査	●	
	乳児家庭全戸訪問事業	●	
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	●	
	子育て短期支援事業	●	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・クラブ）	●	
	延長保育事業	●	
	一時預かり事業	●	
	病児保育事業	●	
	放課後児童健全育成事業（学童保育所）		●

2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な特定・教育施設
1号認定	3～5歳	保育を必要としない	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育を必要とする	保育所（園）、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育を必要とする	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

量の見込みや確保の内容の値の設定に当たっては、就学前児童を対象としたニーズ調査の結果とともに、国が示す「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の内容を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、利用実績等を勘案するなど補正を行っています。

（1）1号認定

3～5歳で幼稚園等での学校教育を希望する認定区分です。なお、量の見込みを算出する際に2号認定として算出された中で、幼稚園等の利用を希望するなど教育ニーズが高い場合は、1号認定分として計算しています。

（単位：人）

市全域		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	1号認定	236	235	234	233	232
	2号認定のうち 教育ニーズが高い	137	136	134	134	134
	計	373	371	368	367	366
②確保の内容	市内 幼稚園	770	800	800	800	800
②-①		397	429	432	433	434

(単位：人)

新庄小学校区		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	1号認定	75	74	74	74	73
	2号認定のうち教育ニーズが高い	43	43	42	42	42
	計	118	117	116	116	115
②確保の内容	市内 幼稚園	200	200	200	200	200
②-①		82	83	84	84	85

(単位：人)

忍海小学校区		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	1号認定	35	35	35	35	35
	2号認定のうち教育ニーズが高い	21	21	20	20	20
	計	56	56	55	55	55
②確保の内容	市内 幼稚園	100	100	100	100	100
②-①		44	44	45	45	45

(単位：人)

新庄北小学校区		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	1号認定	19	19	18	18	18
	2号認定のうち教育ニーズが高い	11	11	11	11	11
	計	30	30	29	29	29
②確保の内容	市内 幼稚園	100	100	100	100	100
②-①		70	70	71	71	71

(単位：人)

磐城小学校区		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	1号認定	86	86	86	85	85
	2号認定のうち教育ニーズが高い	50	49	49	49	49
	計	136	135	135	134	134
②確保の内容	市内 幼稚園	270	300	300	300	300
②-①		134	165	165	166	166

(単位：人)

當麻小学校区		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	1号認定	21	21	21	21	21
	2号認定のうち教育ニーズが高い	12	12	12	12	12
	計	33	33	33	33	33
②確保の内容	市内 幼稚園	100	100	100	100	100
②-①		67	67	67	67	67

今後の方針

◇市内の公立幼稚園5か所で供給量は充足していると考えられます。



(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。

(単位：人)

			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み			590	589	586	583	582
②確保の内容	市内	保育所（園）	590	590	590	590	590
②-①			0	1	4	7	8

今後の方針

◇市内の私立保育園3か所、公立保育所3か所で供給量は充足していると考えられます。

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。

① 0歳

(単位：人)

			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み			83	83	84	84	84
②確保の内容	市内	保育所（園）	51	60	69	78	87
②-①			△32	△23	△15	△6	3

② 1・2歳

(単位：人)

			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み			340	341	342	344	345
②確保の内容	市内	保育所（園）	300	312	324	336	348
②-①			△40	△29	△18	△8	3

今後の方針

- ◇市内には、私立保育園3か所、公立保育所3か所がありますが、保育を必要とする家庭が増加している中で、保育料無償化の実施によってさらに低年齢児の保育ニーズが高まる可能性があり、量の見込みに対する供給量は不足することが考えられます。
- ◇保育士の確保の方策、とりわけ潜在的な保育士を新たに確保していく取り組みます。また、事務の効率化等の改善を進め、働きやすい魅力ある職場環境の整備に努めます。
- ◇ニーズに応えられる体制づくりに向けて、地域型保育事業の整備を含め、既存施設のあり方を踏まえた総合的な取組について検討していきます。



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。

《本市の状況》

子育て支援センターでは、基本型として教育・保育や子育て支援事業等の相談を受け、情報提供や関係各課とつなぐ役目を行っています。また、健康増進課では、母子保健型として妊娠期から子育て期にわたるまでの相談支援を行っており、基本型と母子保健型が連携できるような体制づくりを進めています。

《量の見込みと確保の内容》

実施か所数

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み（か所）		2	2	2	2	2
②確保の 内容	基本型（か所）	1	1	1	1	1
	母子保健型（か所）	1	1	1	1	1
② - ①		0	0	0	0	0

今後の方針

- ◇事業の体制を整えながら、利用者支援員を配置し、保護者が気軽に相談支援が受けられるようなシステムを継続して確立していきます。
- ◇利用者支援員が、相談に対してアドバイスができるよう、関係各課と連携が取れるような体制を確保していきます。
- ◇保健師等が妊婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を実施していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《本市の状況》

親子が交流するための「つどいの広場」「年齢別つどい」をはじめ、ゆうあいステーションにおいても毎月1回「おでかけ広場」、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成など子育てを応援する事業を実施しています。

また、初めての子どもを生み育てる母と子ども（生後2～4か月児対象）が家に閉じこもらず赤ちゃんと一緒に外に出かけるきっかけづくりや子育てなまとの交流もできる「BPプログラム（親子の絆づくりプログラム）」も実施しています。

《量の見込みと確保の内容》

延べ利用者数、実施か所数

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
①	量の見込み（人日/年）	13,739	13,789	13,840	13,890	13,940
②確保の 内容	利用者数 (人日/年)	13,739	13,789	13,840	13,890	13,940
	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2
②	－①	0	0	0	0	0

※②－①は実施か所数の差

今後の方針

- ◇地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- ◇母親等の思いや悩みを傾聴し、アドバイスができるよう子育て支援員の資質の向上に努めます。
- ◇子育て支援センターを利用していない親子もいるので、広報やホームページへの掲載を継続するとともに、利用者支援事業、乳幼児全戸訪問事業、母子保健事業でも啓発していきます。
- ◇子育て支援センターでは基本型を、磐城児童館では連携型を実施していますが、今後、つどいの広場の回数を増やすことにより、子育て支援事業の更なる充実を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊娠の健康の保持及び増進を図るために、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《本市の状況》

健康増進課において、妊娠届時に最大14回まで妊婦健康診査補助券を交付しています。

《量の見込みと確保の内容》

受診票交付件数、延べ健康診査回数

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
①量の見込み	補助券交付件数(件/年)	300	300	300	300	300
	健康診査回数(回/年)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
②確保の内容	補助券交付件数(件/年)	300	300	300	300	300
	健康診査回数(回/年)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
②-①		0	0	0	0	0

※②-①は健康診査回数の差

今後の方針

◇妊婦健康診査補助券の交付を継続するとともに、医療機関と連携し、安全・安心な出産に向けて受診支援をしていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

《本市の状況》

第1子の訪問は、民生児童委員・主任児童委員や助産師が実施しています。また、第2子以降については、家庭相談員や保育士が訪問をしています。子育て支援に関する情報提供をし、養育環境等の把握をしながら子育て中の親子が家にこもらず、出てきやすいようなきっかけづくりもしています。

《量の見込みと確保の内容》

訪問件数

	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み（件/年）	300	300	300	300	300
②確保の内容（件/年）	300	300	300	300	300
②-①	0	0	0	0	0

今後の方針
◇事業を通じて、乳児をもつ母親の育児に対する悩みや子どもに対する気持ちを受け止めながら、子育ての状況把握にも努めます。

（5）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）は、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。

《本市の状況》

養育支援訪問事業については、妊娠期からの切れ目のない支援、虐待の第1次の予防（未然防止）、子育て中の母親が社会的孤立とならないような体制が確立できるように事業を展開しています。家庭相談員が中心となり訪問を実施しています。

要保護児童対策地域協議会（虐待等防止ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関の担当職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化し、ネットワークの連携強化を図る取組を実践しています。

《量の見込みと確保の内容》

養育支援訪問事業（訪問件数）

	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み（件/年）	10	10	10	10	10
②確保の内容（件/年）	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
確保の内容	要保護児童対策地域協議会（代表者会議、進行管理会議、個別ケース会議）の開催				

今後の方針

- ◇養育支援を必要とする対象者の把握を早急にすることで子育ての悩み等が解消され、虐待や社会的孤立とならないよう支援を進めていきます。今後は、訪問支援員にも家事育児支援を中心に活躍してもらうよう推進していきます。
- ◇児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化していきます。
- ◇虐待リスクのある家庭の早期発見、虐待発生前の予防を効果的に実施するために、支援者の資質の向上・強化を進めます。

（6）子育て短期支援事業

保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが緊急一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所し、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

《本市の状況》

市内に事業所がないため、県内6か所の児童養護施設等と委託契約を結び、事業を実施しています。

《量の見込みと確保の内容》

延べ利用者数

	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み（人日/年）	13	13	13	13	13
②確保の内容（人日/年）	21	21	21	21	21
② - ①	8	8	8	8	8

今後の方針

- ◇今後も緊急時等の対応ができるよう努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・クラブ）

子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して生活できる環境づくりをするため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）・子育てのお手伝いができる人（援助会員・両方会員）がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていく事業です。

《本市の状況》

利用会員も援助会員も徐々に増えつつありますが、実際に動くことが可能な援助会員が不足しています。利用者の希望に沿うよう調整をすることで、利用者のニーズに対応できています。

《量の見込みと確保の内容》

延べ利用者数

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
未就学児童	①量の見込み (人日/年)	270	270	270	270	270
	②確保の内容 (人日/年)	270	270	270	270	270
	②－①	0	0	0	0	0
小学生児童	①量の見込み (人日/年)	68	67	66	65	65
	②確保の内容 (人日/年)	150	150	150	150	150
	②－①	82	83	84	85	85

今後の方針

- ◇子どもの大事な命を預かる子育て支援として、事前の十分な打ち合わせを実施していきます。
- ◇子育て中の親を助けるという大事な任務を担っていることを理解してもらえるよう、啓発や会員募集を継続していきます。



(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）で保育を実施する事業です。

《本市の状況》

私立保育園3か所、公立保育所1か所で実施しています。

《量の見込みと確保の内容》

利用者数、実施か所数

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み（人/年）		217	217	217	217	217
②確保の 内容	利用者数 (人/年)	217	217	217	217	217
	実施か所数 (か所)	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

※②-①は利用者数の差

今後の方針

◇保護者の多様な就労形態に対応するため、引き続き保育士を確保し、ニーズに応じた事業を実施していきます。

(9) 一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として雇用、保育所（園）で一時的に預かる事業です。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園での預かり保育も一時預かり事業に位置づけられます。

《本市の状況》

幼稚園在園児を対象とした事業は、平成28年度より実施しています。また、保育所（園）の一時預かり事業は、2か所の保育所（園）で事業を実施しています。

《量の見込みと確保の内容》

①幼稚園、保育所（園）による一時預かり事業

延べ利用者数、実施か所数

			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	利用者数（人日/年）	幼稚園	24	24	24	24	24
		保育所（園）	463	463	463	463	463
②確保の内容	利用者数（人日/年）	幼稚園	24	24	24	24	24
		保育所（園）	463	463	463	463	463
	実施か所数（か所）	幼稚園	5	5	5	5	5
②－①		保育所（園）	2	2	2	2	2
②－①			0	0	0	0	0

※②－①は利用者数の差

②幼稚園による預かり保育事業

延べ利用者数、実施か所数

			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	利用者数（人日/年）	20,760	20,760	20,760	20,760	20,760	20,760
		20,760	20,760	20,760	20,760	20,760	20,760
②確保の内容	実施か所数（か所）	5	5	5	5	5	5
		0	0	0	0	0	0

今後の方針

- ◇保育所（園）における一時預かり事業について、保育士を確保し、ニーズに応じて継続して事業を実施していきます。
- ◇令和2年度からの幼稚園での預かり保育事業実施に伴い、幼稚園教員を確保し、ニーズに応じて継続して事業を実施していきます。



(10) 病児保育事業

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型及び非施設型（訪問型）があります。

《本市の状況》

大和高田市と病児保育事業の利用協定を締結し、大和高田市土庫子ども診療所「ぞうさんのおうち」（病児対応型）で事業を実施しています。

《量の見込みと確保の内容》

延べ利用者数、実施か所数

		R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み（人/年）		154	154	154	154	154
②確保の 内容	利用者数 (人/年)	180	180	180	180	180
	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2
② - ①		26	26	26	26	26

※② - ①は利用者数の差

今後の方針

- ◇継続して、緊急時においてスムーズに対応できるように努めます。
- ◇令和2年度より、香芝市と新たに利用協定を締結し、利用の確保に努めます。
- ◇今後、さらに病児保育の事業内容についても、市民に啓発していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

《本市の状況》

学童保育所は、5か所の小学校区において実施しています。平成27年度より利用対象者を小学校6年生まで拡大して実施していますが、事業を利用する児童が多くなり、定員を超えている状況にあるとともに、学童支援員が不足しているため、学童支援員補助員を採用しています。

新庄北学童保育所は、平成28年に増設工事が実施され、平成29年度より2か所で実施しています。磐城学童保育所については、平成31年4月より、新築された場所で4つの支援にわけて、事業を実施しています。

《量の見込みと確保の内容》

利用者数、実施か所数

市全域			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	利用者数 (人/年)	1年生	185	181	177	174	169
		2年生	220	216	212	209	203
		3年生	170	168	165	160	158
		4年生	134	134	134	134	134
		5年生	99	99	99	99	98
		6年生	44	44	44	44	44
		合計	852	842	831	820	806
②確保の内容	利用者数 (人/年)		820	820	960	960	960
	実施か所数 (支援数) (か所) ★		13	13	17	17	17
②-①			△32	△22	129	140	154

※②-①は利用者数（合計）の差

※端数処理により合計値は合わない

★専用施設：10 学校施設：3

※令和2年度現在、新庄小学校と忍海小学校については、学校施設の3か所をお借りし、すべての利用ニーズを受け入れることができます。

利用者数、実施か所数

新庄小学校区			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	利用者数 (人/年)	1年生	58	57	56	55	54
		2年生	84	83	82	81	78
		3年生	60	59	58	56	55
		4年生	42	42	42	42	42
		5年生	31	31	31	31	31
		6年生	12	12	12	12	12
		合計	287	284	281	277	272
②確保の内容	利用者数 (人/年)		220	220	360	360	360
	実施か所数 (支援数) (か所) ★		4	4	8	8	8
②-①			△67	△64	79	83	88

※②-①は利用者数（合計）の差

※端数処理により合計値は合わない

★専用施設：2 学校施設：2

※学校施設の2か所をお借りし、すべての児童を受け入れています。

利用者数、実施か所数

忍海小学校区			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	利用者数 (人/年)	1年生	23	22	22	21	21
		2年生	25	24	24	23	23
		3年生	25	25	24	24	24
		4年生	21	21	21	21	21
		5年生	12	12	12	12	12
		6年生	8	8	8	8	8
		合計	114	112	111	109	109
②確保の内容	利用者数 (人/年)		120	120	120	120	120
	実施か所数 (支援数) (か所) ★		2	2	2	2	2
②-①			6	8	9	11	11

※②-①は利用者数（合計）の差

※端数処理により合計値は合わない

★専用施設：1 学校施設：1

※学校施設の1か所をお借りし、すべての児童を受け入れています。

利用者数、実施か所数

新庄北小学校区			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	利用者数 (人/年)	1年生	16	15	15	15	14
		2年生	20	20	19	19	18
		3年生	23	23	23	22	22
		4年生	19	19	19	19	19
		5年生	12	12	12	12	11
		6年生	4	4	4	4	4
		合計	94	93	92	91	88
②確保の内容	利用者数 (人/年)		120	120	120	120	120
	実施か所数 (支援数) (か所)		2	2	2	2	2
②-①			26	27	28	29	32

※②-①は利用者数（合計）の差

※端数処理により合計値は合わない

利用者数、実施か所数

磐城小学校区			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	利用者数 (人/年)	1年生	66	65	63	62	60
		2年生	72	70	69	68	67
		3年生	42	41	40	39	38
		4年生	36	36	36	36	36
		5年生	28	28	28	28	28
		6年生	14	14	14	14	14
		合計	258	254	250	247	243
②確保の内容	利用者数 (人/年)		260	260	260	260	260
	実施か所数 (支援数) (か所)		4	4	4	4	4
② - ①			2	6	10	13	17

※② - ①は利用者数（合計）の差

※端数処理により合計値は合わない

利用者数、実施か所数

當麻小学校区			R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)
①量の見込み	利用者数 (人/年)	1年生	22	22	21	21	20
		2年生	19	19	18	18	17
		3年生	20	20	20	19	19
		4年生	16	16	16	16	16
		5年生	16	16	16	16	16
		6年生	6	6	6	6	6
		合計	99	99	97	96	94
②確保の内容	利用者数 (人/年)		100	100	100	100	100
	実施か所数 (支援数) (か所)		1	1	1	1	1
② - ①			1	1	3	4	6

※② - ①は利用者数（合計）の差

※端数処理により合計値は合わない

今後の方針

◇利用ニーズに対応できるよう、新設の学童保育所の確保や学童指導員の増員についての検討をし、児童が安心して過ごせる環境づくりに努めます。さらに、学童指導員の質の向上も目指していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所（園）等に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後の方針

◇今後は協議しながら事業の実施を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後の方針

◇今後は必要に応じて事業の実施を検討していきます。



第9章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内体制の整備

本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係各課による調整・連携を図るとともに、計画の進捗管理を定期的に行います。

また、市民に対して、広報誌やホームページ等により、子育て支援に関する広報啓発に努め、市民の理解と協力を得て施策を推進します。

3. 地域における取組や活動の連携

地域の様々な子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

4. PDCA サイクルによる検証

本計画に定める各施策について、毎年度実績を把握し、子ども・子育て支援に係る施策等の動向や子ども・子育て会議の意見を踏まえた上で、PDCA サイクル「Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善)」のプロセスを用いて計画の進捗状況の点検、中間評価を行います。

各年度の評価と改善状況の把握のために管理シート等を作成し、経年的に状況が確認できるようにするとともに、点検・評価の結果、必要に応じて施策の見直し等の措置を講じます。

